

## 団体情報入力シート

### (1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	認定特定非営利活動法人カタリバ				
郵便番号	164-0001				
都道府県	東京都				
市区町村	中野区				
番地等	中野5丁目15番2号				
電話番号	03-5942-9646				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://www.katariba.or.jp/">https://www.katariba.or.jp/</a>			
	その他のWEBサイト(SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/katariba/">https://www.facebook.com/katariba/</a>			
		<a href="https://x.com/katariba">https://x.com/katariba</a>			
		<a href="https://www.instagram.com/npo_katariba/">https://www.instagram.com/npo_katariba/</a>			
		<a href="https://note.com/katariba/">https://note.com/katariba/</a>			
設立年月日	2001/11/01				
法人格取得年月日	2006/09/21				

### (2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イマムラクミ
	氏名	今村久美
	役職	理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	163
常勤職員・従業員数 [人]	122
有給 [人]	122
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	41
有給 [人]	41
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	241
団体正会員 [団体数]	27
団体その他会員 [団体数]	214
個人会員・ボランティア数	2,535
ボランティア人数(前年度実績) [人]	2,296
個人正会員 [人]	27
個人その他会員 [人]	212

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	53
申請前年度の助成総額 [円]	82,350,186
助成した事業の実績内容	子どもの居場所の運営等事業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金を活用したインキュベーション助成事業

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

## 団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

## (1)団体組織情報

法人格	団体種別	資金分配団体/活動支援団体
団体名	READYFOR株式会社	
郵便番号	102-0082	
都道府県	東京都	
市区町村	千代田区	
番地等	一番町8 住友不動産一番町ビル 7階	
電話番号	050-1746-9680	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://corp.readyfor.jp/">https://corp.readyfor.jp/</a>
	その他のWEBサイト(SNS等)	<a href="https://fund.readyfor.jp/">https://fund.readyfor.jp/</a>
設立年月日	2011年3月29日	
法人格取得年月日	2014年7月1日	

## (2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	メラ ハルカ
	氏名	米良 はるか
	役職	代表取締役 CEO
代表者(2)	フリガナ	ヒウラ ナオキ
	氏名	樋浦 直樹
	役職	代表取締役 COO

## (3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

## (4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	178
常勤職員・従業員数 [人]	143
有給 [人]	143
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	35
有給 [人]	35
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	[REDACTED]
通帳管理者 氏名／勤務形態	[REDACTED]
経理担当者 氏名／勤務形態	[REDACTED]

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	6
申請前年度の助成総額 [円]	988,301,133円
助成した事業の実績内容	<p>2023年度には64団体に対し総額9億8,830万1,133円の助成を実施した。</p> <p>①花王株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社電通の3社、流通企業20社による「お買いいもの～It's Shopping for Good.～プロジェクト」（2023年9月）分配数8 総額¥26,194,306円</p> <p>②Unipos「SDGsプラン」（2020年2月～2024年5月現在）分配数25 累計総額20,326,078円</p> <p>③休眠預金活用事業 通常枠「「創造性」の格差を埋める～イノベーション人材となる機会を、すべての子どもに～」（2023年8月～）助成数6 総額225,803,437円</p> <p>④休眠預金活用事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「コロナ物価高で増える「虐待」を防ぐ 緊急居場所支援事業」（2023年8月～）助成数11 総額250,000,000円</p> <p>⑤休眠預金活用事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「孤立孤独／生活苦を抱える若者への緊急支援事業」（2023年8月～）助成数7 総額206,784,543円</p> <p>⑥休眠預金活用事業 通常枠「発達障害支援の「質の向上」を目指す地域ネットワーク構築事業」（2024年5月～）助成数7 総額259,192,769円</p> <p>（※③～⑥はいずれもコンソーシアム構成団体として実施）</p>

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症：拡大防止活動基金（助成金額1,000万円）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症：いのちとこころを守るSOS基金（助成金額1,000万円）</li> </ul>

## (12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ枠	資金分配団体に採択	READYFOR	新型コロナウイルス対応緊急支援事業
2	2021年度	緊急枠	資金分配団体に採択	READYFOR (構成団体) キッズドア	深刻化する『コロナ学習格差』緊急支援事業
3	2021年度	緊急枠	資金分配団体に採択	育て上げネット (構成団体) READYFOR	長期化する若者の「コロナ失職」包括支援
4	2022年度	緊急枠	資金分配団体に採択	育て上げネット (構成団体) READYFOR	若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業
5	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	みんなのコード (構成団体) READYFOR	創造性」の格差を埋める デジタルテクノロジー × 居場所創造事業
6	2022年度	緊急枠	資金分配団体に採択	D×P (構成団体) READYFOR	孤立孤独／生活苦を抱える若者への緊急支援事業
7	2022年度	緊急枠	資金分配団体に採択	Learning for All (構成団体) READYFOR	コロナ物価高で増える「虐待」を防ぐ 緊急居場所支援事業
8	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	ADDS (構成団体) READYFOR	発達障害支援の「質の向上」を目指す地域ネットワーク構築事業
9	2023年度	緊急枠	資金分配団体に採択	青少年自立援助支援センター (構成団体) READYFOR	急増する「海外にルーツを持つ子育て家庭・若者・困窮者」緊急支援事業
10	2023年度	緊急枠	資金分配団体に採択	キッズドア (構成団体) READYFOR	高校生世代の子育て家庭「くらしと学びの危機」緊急支援事業
11	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	放課後NPOアフタースクール (構成団体) READYFOR	「排除」から「包摂」へ インクルーシブな放課後創造事業
12	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択	OVA (構成団体) READYFOR	自殺ハイリスク領域におけるゲートキーパー育成＆アウトリーチ支援事業
12					
12					

## 役員名簿

### 「各欄の入力方法と注意点」

- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
  - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
  - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
  - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6か月の兼職状況を記載してください。
  - ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
  - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
  - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
  - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
  - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
  - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
  - ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
  - ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

### 「役員情報の第三者提供について」

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、JANPIAを経由して警察庁へ提供します。詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
  - ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。
  - ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力や  
任意入力や

役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

兼職はありません。

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	能登に、ちいさな「コミュニティハウス」を作る～被災のまちに、希望の明かりを灯す～
団体名:	認定特定非営利活動法人口タリバ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <a href="https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html">https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html</a>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
記入完了 記入完了 記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
-------------	----------------	----------	--------------	---------------

#### ● 社員総会・評議員会の運営に関する規程

(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第22条、第23条第2項、第24条第2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条第3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第22条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須しないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条第4項

#### ● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。

(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条第3項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガイドライン	第10条第4項

#### ● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。

(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条第2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条第3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第35条第1項
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条第2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第36条第4項

#### ● 理事の職務権

JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第 15 条
---	-----------	----------	----	--------

#### ● 監事の監査に関する規程

監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第 15 条
---	--------	----------	----	--------

#### ● 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条、第3条、第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第6条

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	活動における倫理規範	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第4条
(3)私的利害追求の禁止		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第2章
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第9条
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	審査会議での決定を要する助成事業の実施に関するガイドライン	第5条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行なうにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第5条～第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第6条
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガイドライン	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガイドライン	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガイドライン	第5条2項
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルpline)規程	公募申請時に提出	内部通報者保護に関するガイドライン	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報者保護に関するガイドライン	第10条
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	決裁権限表	全体
(2)職制		公募申請時に提出	決裁権限表	全体
(3)職責		公募申請時に提出	決裁権限表	全体
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	決裁権限表	全体
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第7条～第16条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第3条、第4条
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条、第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
●情報公開に関する規程				
以下1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画・収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開に関するガイドライン	別表
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理に関するガイドライン	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理に関するガイドライン	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理に関するガイドライン	第11条～第24条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理に関するガイドライン	第11条～第24条
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第1章第6条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第1章第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第1章第7条、第3章第18条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第2章第10条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第5章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第6章

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄 2 箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	能登に、ちいさなコミュニティハウスを作る
団体名：	READYFOR株式会社
過去の採択状況	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

（注意事項）

- 規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
- 申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
- 過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
- 以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。（E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください）
----------------------	------	--

#### 規程類に含める必須項目

（参考）JANPIAの規程類

提出時期（選択）

根拠となる規程類、指針等

必須項目の該当箇所  
※条項等

#### ● 株主総会の運営に関する規程

（1）開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第23条
（2）招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条
（3）招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条
（4）招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条
（5）決議事項		公募申請時に提出	定款	第43条
（6）決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第25条
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第43条

#### ● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。

（1）取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款		役員名簿で確認できる通り、現状、取締役構成はこの点を満たしている	
（2）取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること			役員名簿で確認できる通り、現状、取締役構成はこの点を満たしている	

#### ● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。

（1）開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	取締役会規程	第3条
（2）招集権者		公募申請時に提出	取締役会規程	第4条
（3）招集理由		公募申請時に提出	取締役会規程	第4条
（4）招集手続		公募申請時に提出	取締役会規程	第5条
（5）決議事項		公募申請時に提出	取締役会規程	第9条、第1 決議事項
（6）決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	取締役会規程	第7条
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	取締役会規程	第11条
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	取締役会規程	第7条

#### ● 取締役の職務権限に関する規程

【参考】JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款（理事を取締役と読み替え）	第43条
---	-----------	----------	-----------------	------

#### ● 監査役の監査に関する規程

監査役の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監査役管理規準	第2条、第5章 業務監査、第6章 会計監査、第9章 監査の報告
---	--------	----------	---------	---------------------------------

● 役員の報酬等に関する規程				
(1) 役員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条、第4条、第5条、第6条
(2) 報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第9条
● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	企業倫理規程	第16条
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）		公募申請時に提出	企業倫理規程	第3条、第13条
(3) 私的利害追求の禁止		公募申請時に提出	企業倫理規程	第3条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	監査役管理規準	第22条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第3条 ②第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第1~8条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	第7条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	第6条をはじめとする全条項
● 利益相反防止に関する規程				
(1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則	公募申請時に提出	①休眠預金等活用における資金分配団体としての業務マニュアル ②定款	①第1~6条 ②第43条
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えるものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①休眠預金等活用における資金分配団体としての業務マニュアル ②定款	①第1~6条 ②第43条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②定款 ③休眠預金等活用における資金分配団体としての業務マニュアル	①第3条 ②第43条 ③第4条、第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会（外部委員は必須） 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①コンプライアンス規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第3条 ②第6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第4条 ②第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口（外部窓口の設置が望ましい）	内部通報（ヘルプライン）規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第3条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第14条
● 組織（事務局）に関する規程				
(1) 組織（業務の分掌）	事務局規程	公募申請時に提出	①業務分掌規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第2条 ②第8条
(2) 職制		公募申請時に提出	①定款 ②取締役会規程（理事会は設置していないが代替として取締役会規程を提出する）	①第4条 ②第12条
(3) 職責		公募申請時に提出	業務分掌規程	第2条
(4) 事務処理（決裁）		公募申請時に提出	取締役会規程（理事会は設置していないが代替として取締役会規程を提出する）	第7条、第9条、第11条、別表
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2章 給与、第4章 賞与
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	4~15条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	取締役会規程（理事会は設置していないが代替として取締役会規程を提出する）	第7条、第9条、第11条、別表
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録（休眠預金活用事業に係る部分）	情報公開規程	公募申請時に提出	休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	第7条

● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7~9条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第7~9条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第7~9条、第11条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	①経理規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル ※上記に加えて事業精算時に区分経理が確認できる弊社会計資料を提出することでJANPIA協議済み	①第37条 ②第3条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第12条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7章
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第2章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第8章

# 認定特定非営利活動法人カタリバ 定款

### [更新履歴]

平成 18 年 9 月 21 日 : 法人設立  
平成 19 年 6 月 30 日 : 事務所の移転  
平成 20 年 2 月 1 日 : 事業の変更  
平成 20 年 9 月 30 日 : 総会の権能 他  
平成 22 年 8 月 1 日 : 事務所の移転  
平成 24 年 5 月 26 日 : 事業年度の変更 他  
平成 24 年 11 月 13 日 : 事業の変更 他  
平成 25 年 10 月 27 日 : 名称の変更  
平成 28 年 10 月 30 日 : 種別及び定数  
平成 29 年 10 月 29 日 : 公告の方法  
平成 30 年 11 月 25 日 : 常務理事の職務  
令和 1 年 11 月 23 日 : 総会の開催期限  
令和 6 年 9 月 1 日 : 事務所の移転



## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人の名称は、認定特定非営利活動法人口タリバとする。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中野区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、「生き抜く力」をそなえた若年層にあふれる社会の実現に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、子どもたちを含めた若年層を対象に、年上の世代の人達とのコミュニケーションの場、及び学習の機会を提供する。これによって、若年層が自らの生き方に主体性を持ち、また社会を生きるうえで必要な汎用的スキルをそなえ、積極的に社会に参画していくようになることを目指す。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 人づくりを通じた社会活性化に関する事業
- (2) キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業
- (3) 普及啓発事業
- (4) 災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法

律第7号。以下「法」という。) 上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体
- (3) 活動会員 この法人の目的に賛同し、この法人で活動を行なう個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。
- 2 賛助会員及び活動会員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を代表理事とし、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき（この法人と代表理事との利益が相反する事項その他事実上又は法律上の原因から代表理事が職務活動をすることができないときを含む。）又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 前項の規定により常務理事が代表理事の職務を代行したときは、当該常務理事は職務執行の状況を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合に、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 正会員の除名

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 監事の解任

(7) その他運営に関わる事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 通常総会は毎事業年度の終了後 3 カ月以内に開催するものとする。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が、必要と認め招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき
  - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に特別の定めのある場合を除いては、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### (招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも2日前までに通知をしなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者が、これに当たる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) 法人の目的とする事業が終了したとき

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、理事会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局及び職員)

第53条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 11 章 雜則

### (細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 中澤久美

理 事 竹野優花

理 事 野町雅俊

監 事 遠山浩司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 正会員  | 入会金 2,000 円、年会費 28,000 円                 |
| (2) 賛助会員 | 個人 1 口 10,000 円、団体 1 口 100,000 円 (1 口以上) |
| (3) 活動会員 | 入会金 2,000 円、年会費 6,000 円                  |

### 附則

1 この定款は、平成 20 年 9 月 30 日から施行する。

2 第 28 条第 2 項及び第 29 条第 1 項第 2 号の変更については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることを条件として、効力が発生するものとする。

### 附則

- 1 この定款は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

### 附則

- 1 この定款は、平成 24 年 5 月 26 日から施行する。

2 この法人の平成 24 年度の事業年度は、定款第 46 条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までと、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までとする。

附則

1 この定款は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

附則

1 この定款は、平成 26 年 3 月 5 日から施行する。

これは、当法人の定款に相違ありません。

平成 30 年 11 月 25 日

東京都杉並区高円寺南3丁目66番3号 高円寺コモンズ203

認定特定非営利活動法人 カタリバ

理事 今村久美

# ハラスメント防止規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則第14条に基づき、認定特定非営利活動法人力タリバ(以下「団体」という。)の職場のハラスメントの防止と排除のための措置に必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 1 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の職員の就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

2 前項の他の職員とは、直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての職員を含むものとする。

3 パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、職員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること、並びに妊娠・出産等に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

5 第1項、第3項及び第4項の職場とは、職員等(理事、派遣労働者、取引事業場の職員を含む)が就業している場所、出張先、取引先、業務で使用する車内、打合せや接待に使用する飲食店及び職場単位等で行われる懇親会などの場所をいう。また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

## 第2章 ハラスメントの禁止

### (セクシュアルハラスメントの禁止)

第3条 職員は、職場における職員等の意に反し、次の言動(第2条第1項の要件を満たした以下のような行為)を行ってはならない。

- 1 性的な事実関係をたずねること
- 2 性的な内容の情報を意図的に流布すること
- 3 性的な関係を強要すること
- 4 必要なく身体に触れること
- 5 猥褻な図画を配布・貼付すること
- 6 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害すること
- 7 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与えること
- 8 その他前各号に準じる性的な言動を行うこと

### (パワーハラスメントの禁止)

第4条 職員は、職場における職員等の意に反し、次の言動(第2条第3項の要件を満たした以下のような行為)を行ってはならない。

- 1 他の職員に対し、非合理的理由による差別、嫌がらせ、または排除(以下「嫌がらせ行為等」という。)を行うこと
- 2 自らの提案、懸念、苦情等について意見、質問した人に対し、その人の不利益となる行為を行うこと
- 3 不法な行為を命じた場合、または不法な行為を拒否した人に対し、その人の不利益となる行為を行うこと
- 4 その他、前各号に準ずる相手方及び他の職員に不快感を与える言動を行うこと

(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止)

第5条 職員は、職場における職員等の意に反し、次の言動(第2条第4項の要件を満たした以下のような行為)を行ってはならない。

- 1 職員を管理・監督する地位にある者が、職員に対し、当該職員の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- 2 他の職員に対し、当該職員の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動を行うこと
- 3 他の職員に対し、当該職員が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせをすること
- 4 職員を管理・監督する地位にある者が、職員に対し、当該職員が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること
- 5 他の職員に対し、当該職員が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせをすること

(その他あらゆるハラスメントの禁止)

第6条 第3条から前条までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の労働者の就業環境を害するようなことを行ってはならない。

## 第3章 ハラスメント対策

(管理・監督者の責務)

第7条 職員を管理・監督する地位にある者は、良好な就業環境を確保するため、日常の職務を通じた指導等によりセクハラ・パワハラ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント(以下「ハラスメント」という。)の防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談窓口の設置)

第8条 団体は、職員等のハラスメントに関する相談・苦情に対応するための相談窓口として、常務理事会から委員を任命する。

(相談窓口の業務)

第9条 相談窓口の業務は、次のとおりとする。

- 1 ハラスメントに関する苦情・相談の受付
- 2 苦情・相談事案の事実関係の確認  
なお、事実関係の確認のために聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない
- 3 事実の内容や状況に応じて配置換え等雇用管理上の措置を講ずること
- 4 職員に対するセクハラ防止に関する意識の啓発のための研修等の実施

(苦情・相談)

- 第10条 1 職場においてハラスメントを受けた職員等は、そのハラスメントについての苦情・相談を自由に申し出ることができますとともに、ハラスメントが現実に生じた場合にとどまらず、その発生の恐れがある場合にも苦情・相談を申し出ることができる。
- 2 他の職員等がハラスメントを受けているのを見て不快に感じた職員等も、苦情・相談を申し出ることができる。

(個人情報等の保護)

- 第11条 相談窓口担当者は、苦情・相談を申し出た職員等の個人情報、プライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第12条 職員等がハラスメントに関する苦情・相談を申し出たことを理由に、不利益な取扱いを受けることはない。

(再発防止の義務)

- 第13条 団体は、ハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

(懲戒処分)

- 第14条 団体は、ハラスメントを行った職員に対して、就業規則の定めるところにより懲戒処分を行う。

付 則

- この規程は、平成22年02月01日より実施する。  
この規程は、平成26年12月01日より適用する。  
この規程は、令和03年04月01日より適用する。  
この規程は、令和04年04月01日より適用する。

# 審査会議での決定を要する助成事業の実施に関するガイドライン

## (目的)

- 第1条 このガイドラインは、認定特定非営利活動法人カタリバ（以下「当法人」という。）が、当法人が活動資金を助成する団体（法人格がない場合は、当法人が求めるガバナンス・コンプライアンス体制を助成期間中に整備可能な団体に限る）又は個人（以下「助成先」という。）の選定に関する審査会議の構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを目的とする。
- 2 ひとつの助成先につき、団体の場合は年間5百万円、個人の場合は年間2百万円を超える金額を助成する場合に、このガイドラインの対象とする。

## (任務)

- 第2条 審査会議は、助成先の選定に向けて必要な審査を行う。

## (基本的人権の尊重)

- 第3条 審査会議は、民間公益活動につき知見を持つ専門家又は有識者の中から構成する。審査会議の委員（以下「審査委員」という。）は、3名以上10名以内とする。
- 2 審査委員については、当法人又は助成先になり得る団体等の役員又はこれに準ずる者は選任しない。
- 3 審査委員の委嘱の際には、その就任後、当法人又は助成先になり得る団体等の役員に就任する場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとし、その場合辞職等利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨委嘱の条件を明示するものとする。

## (任期及び報酬等)

- 第4条 審査委員の任期は、原則として指定を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 審査委員に対して支払う報酬等の額は、別途定める。
- 3 審査委員の氏名は、原則として公開する。

## (利益相反行為の禁止)

- 第5条 助成先を選定、監督するに当たり、当法人と助成先との間の利益相反を防ぐため、原則、当法人の役員または選定委員が役員になっている団体を助成先に選ぶことはできない。ただし、当法人の役員が役員となっている団体であっても、選定委員により公正かつ中立な意思決定が担保できる場合は、この限りでない。

## (対象者の募集)

- 第6条 対象者の募集については当法人が別に定める募集方法に定めるところによる。
- 2 募集方法、その他対象者の募集に関する情報は当法人ホームページへの掲載、その他当法人が定める方法により行うものとする。
- 3 支援を受けようとする者は、当法人が別に定める申請書、その他の書類等を所定の期限までに当法人に提出するものとする。

(対象者の審査・選考)

- 第7条 前条に基づき応募した者（以下「応募者」という。）については審査委員が審査を行い、対象者を選考する。
- 2 審査・選考の基準、方法等については当法人が別に定める。
  - 3 審査・選考の結果、対象者に採択された応募者には速やかにその旨を通知するものとする。ただし、審査会議での協議内容については開示しないものとする。

(庶務)

- 第8条 審査会議の庶務は、当該助成を行う事業部が行う。

附則

このガイドラインは、令和3年8月1日から施行する。

このガイドラインは、令和5年3月1日から改正施行する。

#	Level.1	Level.2	Level.3	主管部署	社員総会	理事会	代表理事	常務理事会	事務局長	A	B	C	D	経営管理本部	経理	広報	備考	
1	組織経営	定款の変更		経営管理本部	○	●												
2		経営基本方針及び経営計画		経営管理本部		○												
3		事業報告及び収支決算		経営管理本部	○	●												
4		事業の開始廃止		経営管理本部			○	◎										
5		拠点の設置撤退、組織の改廃、会計単位(部門)の設置変更		経営管理本部			○	◎										
89		助成金、奨学金等の公募の開始及び終了		経営管理本部			○	◎										
6		理事会付議事項		経営管理本部			○	◎										
7		総会の議案招集手続き		経営管理本部			○											
8		上記のほか定款や法令で社員総会決議と定められた事項		経営管理本部	○	●												
9		上記のほか定款や法令で理事会決議と定められた事項		経営管理本部		○												
10		上記のほか定款や法令で代表理事決定と定められた事項		経営管理本部			○	◎										
11	最高人事	役員(理事・常務理事・監事)の選任解任		経営管理本部		○												
12		重要な使用人の選任解任		経営管理本部		△	○	◎										
13		事務局長の選任解任		経営管理本部			○	◎										
14	予算	年度予算及び年度予算の修正(3,000万円以上の修正)		経営管理本部		○												
15		年度予算の修正(3,000万円未満の修正)		経営管理本部		△	○	◎										
16	決裁権限	決裁権限基準の項目の変更		経営管理本部		○												
17		決裁権限基準の事務局長以上の権限の変更		経営管理本部		○												
18		決裁権限基準のA以下の権限の変更		経営管理本部			○	◎										
19		決裁基準A以下との権限付与者の決定		経営管理本部			○	◎										
20		決裁基準B以下の権限付与者の選出		経営管理本部					○									
21	規程	規程(就業規則や社内規程等)の新設改廃		経営管理本部		○	◎											
22	訴訟	訴訟及び賠償		経営管理本部		○	◎											
23	総務	内規の新設改廃(決裁権限基準を除く)		経営管理本部						○								
24		諸団体への加入脱退		経営管理本部						○								
25		全社に関する会議、プロジェクトの開始終了		経営管理本部						○								
26		特許、実用新案、商標の取得、団体ロゴ・サービスロゴの策定及び運用		経営管理本部		○	◎											
27		他団体や個人によるカラリのライセンス及び知見の利用		経営管理本部		○	◎											
28		印章の制定(代表理事印・社印・銀行印等)		経営管理本部		○												
29		個人情報の取得と利用		経営管理本部						○								
90		サーバ構築及び個人情報取得を伴う情報システムのリリース		経営管理本部						○				◇		※開発部署からのリリース判定資料を以て経営管理本部にて審査		
30	経理	金融機関との取引開始廃止		経営管理本部						○								
31		会計方針(消費税の計算方法、減価償却方法の変更等)の変更		経営管理本部						○								
32		上記に含まれない経理に関する決裁施策の実施		経営管理本部						○								
33	人事	給与と退職金賞与、職制の体系、人事評価制度に関する設定改廃		経営管理本部		○	◎											
34		年度採用計画		経営管理本部		○	◎											
35		異業の開始		経営管理本部						○								
36		採用		経営管理本部		○	◎											
37		管理職		経営管理本部		○	◎											
38		フルタイム職員		経営管理本部		○	◎											
39		パートタイム職員		経営管理本部						○								
40		昇進異動・報酬決定		経営管理本部		○	◎											
41		フルタイム職員		経営管理本部		○	◎											
42		パートタイム職員		経営管理本部						○								
43		退職受理・試用期間の終了		経営管理本部		○	◎											
44		管理職		経営管理本部		○	◎											
45		フルタイム職員		経営管理本部		○	◎											
46		パートタイム職員		経営管理本部						○								
47		職員の表彰懲戒		経営管理本部						○								
48		交際費支出の決定	10万円未満	経営管理本部						○								
49		※食事会、手土産、贈答品、社内懇親会	5万円未満	経営管理本部						○								
50		2万円未満	2万円未満	絏営管理本部						○								
51		1万円未満	1万円未満	絏営管理本部						○								
52		出張の決定	10万円以上※	絏営管理本部						○							※事業予算にて未計画の10万円未満の出張含む	
53		定期券等の購入	10万円未満※	絏営管理本部						○							※事業予算にて計画済の出張に限る	
54	取引	上記に含まれない人事に関する施策の実施	3万円以上(月額)	絏営管理本部						○								
55		3万円未満(月額)	3万円未満(月額)	絏営管理本部						○								
56		【新規取引】金銭の受領を伴う取引に関する契約決定見積り	500万円以上	各部門	○	◎												
57		200万円以上 500万円未満	200万円以上 500万円未満	各部門						○								
58		100万円以上 200万円未満	100万円以上 200万円未満	各部門						○								
59		100万円未満	100万円未満	各部門						○								
60		【継続取引】金銭の受領を伴う取引に関する契約決定見積り	1000万円以上	各部門	○	◎												
61		500万円以上 1000万円未満	500万円以上 1000万円未満	各部門						○								
62		100万円以上 500万円未満	100万円以上 500万円未満	各部門						○								
63		【新規・継続】金銭の支払いを伴う取引に関する契約決定見積り	単価の設定	各部門	○	◎												
64		値引率の実施	各部門							○								
65		金銭の支払いを伴う取引に関する契約決定	1000万円以上	各部門	○	◎								◆				
66		500万円以上 1000万円未満	500万円以上 1000万円未満	各部門	○	◎												
67		200万円以上 500万円未満※	200万円以上 500万円未満※	各部門						○							※200万円未満 & 月移動80時間以上 & 時間単価1400円以上の契約含む	
68		100万円以上 200万円未満※	100万円以上 200万円未満※	各部門						○							※月移動80時間以上 & 時間単価1400円以上の契約除外	
69		100万円未満	100万円未満	各部門							○							
70		スムーズデットパートナーとの契約	各部門								○							
71	情報システム・ツールの導入開発に係る契約決定支払	ボランティアの活動参加の決定	各部門								○							
72		500万円以上	500万円以上	各部門	○	◎								△				
73		200万円以上 500万円未満	200万円以上 500万円未満	各部門						○				△				
74		100万円以上 200万円未満	100万円以上 200万円未満	各部門						○				△				
75		100万円未満	100万円未満	各部門						○				△				
76		広報に関する契約決定支払	500万円以上	各部門	○	◎								◇※	◇	※ドメイン取得・新規webサイトの公開は要経営管理本部審査		
77		※後援協賛・ドメイン取得・新規webサイトの公開も含む	200万円以上 500万円未満	各部門						○				◇※	◇	※ドメイン取得・新規webサイトの公開は要経営管理本部審査		
78		100万円以上 200万円未満	100万円以上 200万円未満	各部門						○				◇※	◇	※ドメイン取得・新規webサイトの公開は要経営管理本部審査		
79		100万円未満	100万円未満	各部門						○				◇※	◇	※ドメイン取得・新規webサイトの公開は要経営管理本部審査		
80		取引基本契約、協定等の契約決定(金銭の受け渡しが発生する契約も含む)	各部門							○								
81	購買	協定書の締結を伴わない自治体や学校との連携等	各部門								○							
82		上記に含まれない取引に関する施策の実施	各部門								○						※業務委託者の報酬テーブルの策定及び運用等	
83		資産の得失等	3000万円以上	絏営管理本部	○													
84		※価格のないものは市価などの評価額	500万円以上 3000万円未満	絏営管理本部	○	◎												
85		200万円以上 500万円未満	200万円以上 500万円未満	絏営管理本部						○								
86		100万円以上 200万円未満	100万円以上 200万円未満	絏営管理本部						○								
87		10万円未満	10万円未満	各部門							10万円未満は、下記「日常的な消耗品の購入や対価の支払い等」を参照							
88		日常的な消耗品の購入や対価の支払等	1万円以上 10万円未満	各部門								○						
89		1万円未満	1万円未満	各部門								○						

# 賃金規程【月給制】

## (目的と適用範囲)

- 第1条 1 この規程は、就業規則第37条に基づき、職員の賃金、賃金の改定に関する事項を定める。
- 2 この規程は、就業規則第2条第1項に定める①正職員と②有期職員に適用する。ただし、管理監督者に該当する職員には、時間外労働割増賃金と休日労働割増賃金に関する規定を適用しない。

## (賃金の構成)

- 第2条 賃金の構成は、次の通りとする。

- 1 基本給
- 2 職務手当
- 3 アダチ業務手当
- 4 通勤手当
- 5 時間外労働割増賃金
- 6 休日労働割増賃金
- 7 深夜労働割増賃金

## (賃金の計算期間及び支払い日)

- 第3条 1 賃金は、毎月末日に締切り、翌月25日に支払う。ただし、支払い日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。
- 2 計算期間の中途で採用・退職、育児介護等休業の開始・終了、または休職の開始・終了した場合の賃金は、1ヶ月の平均所定労働日数を基準に日割計算して支払う。なお、日割計算の対象は、基本給・職務手当・アダチ業務手当とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、支給額は1ヶ月分の賃金額を上限とする。

## (賃金の支払い)

- 第4条 賃金は、通貨で直接職員に対しその全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その指定する金融機関の口座又は証券総合口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

## (賃金控除)

- 第5条 次の各号に掲げるものは、前条にかかわらず賃金から控除するものとする。

- 1 源泉所得税
- 2 健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- 3 介護保険料の被保険者負担分
- 4 雇用保険料の被保険者負担分
- 5 住民税（特別徴収対象者のみ）

- 6 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

## (非常時払い)

- 第6条 団体は各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、既往の労働に対する賃金を支給する。

- 1 職員本人が死亡したとき
- 2 職員本人が退職し又は解雇されたとき
- 3 職員本人又は配偶者の出産のための費用に当てるため請求があった

とき 4 災害及び負傷疾病等非常の場合の費用に当てるため請求があつたとき 5 その他、団体がやむを得ないと認めたとき

(基本給)

第7条 基本給は月給制とし、本人の能力、経験、技能、年齢、職務内容、職務遂行能力等を考慮して各人別に決定する。

(職務手当)

第8条 1 職務手当は、その職務を遂行するうえで、所定労働時間を超えて労働しなければならないことが想定される職員を対象に、時間外労働・休日労働・深夜労働の各割増賃金の代わりとして、あらかじめ支給する。  
2 職務手当は以下の計算式により、その支給額を決定する。  
➤ 基本給÷1ヶ月平均所定労働時間×1.25×時間外労働時間数  
なお、時間外労働時間数は、個別の労働条件通知書により通知する。  
3 職務手当は、実際に支給すべき深夜労働割増賃金額・休日労働割増賃金額・時間外労働割増賃金額の順で相殺する。職務手当の額を超えた場合は、その差額を割増賃金として支払うこととする。

(アダチ業務手当)

第9条 1 アダチベース業務に従事し団体が認めた職員に対し、業務手当を支給する。  
2 この手当の支給額は、1月から四半期毎に決定する。

(通勤手当)

第10条 1 通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者に対して、団体が合理的と認めた経路の1ヶ月分の定期代を支給する。  
2 通勤にかかる実費が、前項の定めによる金額を下回る場合は、実費を支給する。  
3 職員は、引越し等により通勤経路を変更する場合又は運賃改定に伴い定期券代が変更になった場合、即刻団体に届け出るものとする。  
4 前項の場合、団体は前項の事情が生じた月の翌月からの分について、金額の変更に基づく定期券代を支給する。  
5 団体が車通勤を認めた場合は、前項までの定めにかかわらず、別途、通勤手当を支給する。  
6 1カ月当たりの支給限度を別途設ける。

(割増賃金)

第11条 1 割増賃金の種類は、次の通りとする。  
1 時間外労働割増賃金  
2 休日労働割増賃金  
3 深夜労働割増賃金  
2 時間外労働割増賃金は、次の算式により計算して支給する。  
1 所定労働時間を超えて法定労働時間まで労働した場合  
➤ 残業単価×1.00×時間外労働時間数  
2 法定労働時間を超えて労働した場合  
➤ 残業単価×1.25×時間外労働時間数  
3 休日振替により1週間の労働時間が法定労働時間を上回った場合  
➤ 残業単価×0.25×時間外労働時間数  
4 法定外労働時間数が60時間を超えた場合  
➤ 残業単価×0.25×60時間を超えた法定外労働時間数残

- 3 休日労働割増賃金は、法定休日に労働した場合に、次の算式により計算して支給する。  
➤ 残業単価×1.35×休日労働時間数
- 4 深夜労働割増賃金は、午後10時から午前5時までの間に労働した場合に、次の算式により計算して支給する。  
➤ 残業単価×0.25×深夜労働時間数
- 5 前項に定める残業単価は、次の算式により計算する。  
➤ (基本給+アダチ業務手当)÷1ヶ月平均所定労働時間
- 6 割増賃金の計算にあたっては、1円未満の端数を切り上げる。

#### (休暇等の賃金)

- 第12条 1 年次有給休暇・夏期休暇・慶弔休暇・特別休暇を取得した場合は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、看護休暇・介護休暇、育児時間、生理日の休暇、治療休暇の期間は、無給とする。
  - 3 休職期間中は、原則として、賃金を支給しない。
  - 4 就業制限期間中は、原則として、賃金を支給しない。
  - 5 前4項にかかわらず、就業規則に別途定めのある場合には、就業規則に従うものとする。
  - 6 休職、産前産後の休業などの長期休業、欠勤等により、その月に支給される賃金を社会保険料の被保険者負担分が上回った場合には、上回った金額について、職員は団体が指定する日までに支払うものとする。
  - 7 公民権行使の時間、裁判員制度休暇期間は、無給とする。

#### (不就労控除)

- 第13条 1 遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。
- 2 欠勤控除をするときは、1時間当たりの賃金額に、欠勤日数×1ヶ月の平均所定労働時間により計算した時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、控除額は1ヶ月分の賃金額を上限とする。
  - 3 不就労控除の対象とする賃金は、基本給及び職務手当とする。
  - 4 第1項及び第2項に定める1時間当たりの賃金額は、基本給と職務手当それぞれの金額を1ヶ月の平均所定労働時間で割った額とする。
  - 5 不就労控除の計算にあたっては、1円未満の端数を切り捨てる。

#### (賃金改定「昇給・降給」)

- 第14条 賃金改定は、個人の能力・勤務状況や団体の業績、社会経済状況などにより、隨時行う。

#### (休業手当)

- 第15条 団体の責に帰すべき事由が生じて休業した場合は、労働基準法第26条により、平均賃金の6割を支給する。

#### (賞与)

- 第16条 賞与は団体の業績に応じて支給することがある。なお、支給時期、支給額は、団体の業績、個人の能力、勤務日数・成績・状況等を考慮して、その都度決定する。

## 附則

この規程は、平成 22 年 02 月 01 日より施行する。  
この規程は、平成 25 年 07 月 01 日より改正施行する。  
この規程は、平成 26 年 12 月 01 日より改正施行する。  
この規程は、平成 28 年 04 月 01 日より改正施行する。  
この規程は、平成 30 年 04 月 01 日より改正施行する。  
この規程は、令和 04 年 04 月 01 日より改正施行する。  
この規程は、令和 05 年 04 月 01 日より改正施行する。  
この規程は、令和 06 年 04 月 01 日より改正施行する。

# コンプライアンスガイドライン

## (目的)

第1条 このガイドラインは、認定特定非営利活動法人カタリバ（以下「当法人」という。）に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の順守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 当法人の役職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

## (組織)

第3条 当法人のコンプライアンスにかかる組織として、以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

## (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、事務局長とする。コンプライアンス担当理事は、常務理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
  - (3) コンプライアンス委員会の委員長

## (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス統括部門長及び外部有識者を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
  - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
  - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
  - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
  - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
  - (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
  - (6) その他のコンプライアンス担当理事が指示した事項

## (コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、年1回開催する。

- 2 委員長は、必要あると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

- 第7条 当法人の経営管理本部をコンプライアンス統括部門とする。
- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況、その他のコンプライアンスにかかる事項を、コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

- 第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を認知した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報者保護に関するガイドラインに基づく通報等を行った場合はこの限りではない。
- 2 コンプライアンス統括部門長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。
- 3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかるわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

- 第9条 当法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は当法人の倫理規範を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(理事の選任等)

- 第10条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 役員のうちには、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(懲戒等)

- 第11条 職員が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。
- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従いけん責、減給、出勤停止、懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
- 3 前項の懲戒処分は、役員については常務理事会が決議し、職員については就

業規則に従う。

(細 則)

第12条 このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの実施に必要な事項は、常務理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第13条 このガイドラインの改廃は、常務理事会の決議による。

附則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

# 活動における倫理規範

## (目的)

第1条 この規範は、認定特定非営利活動法人カタリバ（以下「当法人」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務を遂行するまでの基本的な倫理規範を定め、特定非営利活動法人として当法人の業務に対する信頼を確保することを目的とする。

## (組織の使命及び社会的責任)

第2条 当法人は、その設立目的に従い、社会全体の変革を創造し、もって社会全体の利益の増進に寄与をめざす重大な責務を負っていることを十分に認識して、自事業運営に当たらなければならない。

## (基本的人権の尊重)

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

## (法令等の遵守)

第4条 当法人は、関連法令、定款、倫理規範、その他の規程及び内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンスガイドラインに則り対応しなければならない。

## (私的利息の追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

## (利益相反等の防止及び開示)

第6条 当法人は、利益相反を防止するため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開に関するガイドラインに基づき公開しなければならない。

- 2 当法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する正会員又は理事を除いて行わなければならない。
- 3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

## (特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

## (情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 当法人の役職員は、定款に定める設立目的に従い、関連情報の収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規範遵守の確保)

第11条 当法人は、必要あるときは、委員会を設置し、この規範の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(細 則)

第12条 この規範に定めるもののほか、この規範の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第13条 この規範の改廃は、常務理事会の決議による。

附則

この規範は、令和3年8月1日から施行する。

# 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

1. 当会社は、READYFOR株式会社と称し、英文ではREADYFOR INC.と表記する。

### 第2条 (理念)

1. 当会社は、「想いの乗ったお金の流れを増やす」ことをミッション（果たすべき役割）と定め、「誰もがやりたいことを実現できる世の中をつくる」ことを目指して経営する。

### 第3条 (目的)

1. 当会社は、次の事業を営むことを目的とし、前条の理念を達成することを目指す。

- i. クラウドファンディングに関連するインターネットサービスの運営
- ii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体の資金調達その他の事業及び組織の維持・拡大に関連するサービスの企画・運営
- iii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体に対する寄付、資金提供、投融資その他の支援に関連するサービスの企画、運営
- iv. 国内外の社会課題の解決に関連する研究、調査、エコシステムの構築・発展、サービスの企画・運営
- v. インターネットを利用した情報提供サービス及びコンピュータシステム、ソフトウェア、情報、知識、意匠、Web、デジタルコンテンツ、ビジネスモデルに関する企画、研究、調査、設計、開発、販売、賃貸及び保守
- vi. 上記各号に関連する広告代理業務、イベントの企画及び運営、書籍・雑誌等の編集・出版及び販売、教育及び教材の開発・販売、各種コンサルティング、講演、知的財産権の取得・管理・賃貸及び販売
- vii. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務

### 第4条 (本店の所在地)

1. 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

### 第5条 (機関)

1. 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- i. 取締役会
- ii. 監査役

### 第6条 (公告方法)

1. 当会社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

### 第7条 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

1. 当会社は普通株式及び優先株式を発行し、優先株式はA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式からなるものとする。

2. 当会社の発行可能株式総数は、150万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は148万3,988株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は5,900株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は4,347株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は5,765株とする。

## 第8条（株券の不発行）

1. 当会社の株式については、株券を発行しない。

## 第9条（株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

## 第10条（相続人等に対する株式の売渡しの請求）

1. 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

## 第11条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）

1. 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

## 第12条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

## 第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

1. 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

## 第14条（手数料）

1. 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

## 第15条（株主の住所等の届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

## 第16条（基準日）

1. 当会社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

## 第3章 優先株式

### 第17条（残余財産の分配）

1. 当会社は、残余財産の分配をするときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、A種

優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といい、C種優先株主及びB種優先株主とあわせて「優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、C種優先登録株式質権者及びB種優先登録株式質権者とあわせて「優先登録株式質権者」という。）及び普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき基準価額金346,874円に1.0を乗じた金額（以下「C種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、C種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。

2. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、B種優先株式を有する株主又はB種優先株式の登録株式質権者及びA種優先株式を有する株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき基準価額金230,000円に1.0を乗じた金額（以下「B種優先分配額」という。）に達するまで、A種優先株式1株につき基準価額金105,000円に1.0を乗じた金額（以下「A種優先分配額」という。）に達するまで同順位にてそれぞれ分配を行う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、B種優先分配額の全額及びA種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同順位で、B種優先分配額の合計額及びA種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。
3. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、当会社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、C種優先分配額、B種優先分配額又はA種優先分配額に加え、当該分配日において当該C種優先株式、当該B種優先株式又は当該A種優先株式が普通株式に転換された場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産が分配される。
4. 第1項及び第2項の基準価額は、下記の定めに従い調整される。

- i. 優先株式の分割又は併合が行われたときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \text{当該調整前の基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 優先株主に割当てを受ける権利を与えて優先株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行当該優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（当該優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行当該優先株式数」は「処分する自己株式（当該優先株式の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{既発行当該優先株式数} \times \text{当該調整前基準価額} + \text{新発行優先株式数} \times \text{当該1株当たり払込金額}}{\text{既発行当該優先株式数} + \text{新発行当該優先株式数}}$$

- iii. 上記（1）及び（2）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 第18条（普通株式と引換えにする優先株式の取得請求権）

1. 優先株主は、優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができるものとし、当会社は、優先株主が普通株式の取得の請求をした場合には、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該優先株主に対して交付するものとする。
2. 取得と引換えに交付する普通株式の数
  - i. 優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式は、優先株主が取得の請求をした優先株式の払込金額の総額を第18条第3項に定める取得価額（以下「取得価額」という。）で除して得られる数とする。ただし、C種優先株式の払込金額（当初、1株につき346,874円）、B種優先株式の払込金額（当初、1株につき230,000円）及びA種優先株式の払込金額（当初、1株につき105,000円）は、当該優先株式につき、株式の分

割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には当該会社の取締役会決議に基づき適切に調整される。

ii. 取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨て、金銭による調整を行う。

### 3. 当初取得価額

- i. A種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金105,000円とする。
- ii. B種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金230,000円とする。
- iii. C種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金346,874円とする。

### 4. 取得価額の調整

i. 優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

a. 株式分割又は株式無償割当てにより当該会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当該会社の保有する当該会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の基準日の翌日以降、又は株式無償割当ての効力の生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）以降これを適用する。

b. 当該会社の普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

c. 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当該会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、株式無償割当て、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当該会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当該会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当該会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

なお、自己株式処分の場合には、取得価額調整式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。取得価額調整式における「既発行普通株式の数」の算出上、その時点において発行され当該会社が保有していない優先株式はすべてその取得請求権又は取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当該会社が保有していない新株予約権はすべて行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式の数に算入されるものとする。ただし、本③による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

d. 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当該会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で

取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、本④による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本④による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- e. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本⑤による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。
- ii. 上記（1）に掲げた事由によるほか、次の①ないし④に該当する場合には、当会社は優先株主及び優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
  - a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - b. 前①のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
  - c. 上記（1）の④に定める株式、新株予約権又はその他の証券につき、その取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
  - d. 上記（1）の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- iii. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- iv. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- v. 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

## 第19条（金銭と引換えにする取得請求権）

1. 優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
2. 本条による優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日に当会社が解散したとみなして第17条を適用した場合に、当該優先株式1株につき分配される額に相当する金額とする。なお、優先分配額の調整にかかる第17条第4項の規定は、取得金額に準用するものとする。
3. 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。

## 第20条（普通株式を対価とする取得条項）

1. 当会社は、優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。当会社は、その対価として、かかる優先株式の払込金額を、第18条に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
2. 前項に定める普通株式の数の算出にあたって、優先株主に交付される普通株式の総数に1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項の規定に従ってこれを取り扱う。

## 第21条（議決権）

1. 優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において優先株式1株につき1個の議決権を有する。

## 第22条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
3. 当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式の新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株主には優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行う。

# 第4章 株主総会

---

## 第23条（招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

## 第24条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議をもって、取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

## 第25条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第26条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

# 第5章 種類株主総会

---

## 第27条（種類株主総会）

1. 当会社は、すべての種類株式について会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
2. すべての種類株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- すべての種類株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定は、当該新株予約権を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主の決議を要しない。

## 第28条（株主総会に関する規定の準用）

- 前章の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。
- 第16条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

# 第6章 取締役、監査役及び取締役会

## 第29条（取締役及び監査役の員数）

- 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

## 第30条（取締役及び監査役の選任）

- 当会社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## 第31条（取締役及び監査役の任期）

- 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## 第32条（役付取締役）

- 取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO1名を選定し、必要に応じて、COO、CFO、CTO各若干名を選定することができる。

## 第33条（代表取締役）

- 取締役会の決議をもって、CEO並びに前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

## 第34条（取締役会の招集及び議長）

- 取締役会は取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第35条（取締役会の招集通知）

- 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

## 第36条（取締役会の決議の省略）

- 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第37条（取締役会規程）

- 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第38条（報酬等）

- 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

### 第39条（非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約）

- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第7章 計算

### 第40条（事業年度）

- 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

### 第41条（剰余金の配当等）

- 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
- 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

### 第42条（剰余金の配当の除斥期間）

- 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第8章 附則

### 第43条（法令の準拠）

- 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上

Next 

## 履歷事項全部證明書

東京都中野区中野五丁目15番2号  
認定特定非営利活動法人大タリバ

会社法人等番号	0113-05-001707		
名称	認定特定非営利活動法人口タリバ		
主たる事務所	東京都中野区中野五丁目15番2号		
法人成立の年月日	平成18年9月21日		
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、「生き抜く力」をそなえた若年層にあふれる社会の実現に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、子どもたちを含めた若年層を対象に、年上の世代の人達とのコミュニケーションの場、及び学習の機会を提供する。これによって、若年層が自らの生き方に主体性を持ち、また社会を生きるうえで必要な汎用的スキルをそなえ、積極的に社会に参画していくようになることを目指す。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 社会教育の推進を図る活動</li><li>2 まちづくりの推進を図る活動</li><li>3 子どもの健全育成を図る活動</li><li>4 経済活動の活性化を図る活動</li><li>5 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li><li>6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li></ul> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 人づくりを通じた社会活性化に関する事業</li><li>(2) キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業</li><li>(3) 普及啓発事業</li><li>(4) 災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業</li><li>(5) その他目的を達成するために必要な事業</li></ul>		
役員に関する事項	[REDACTED] 理事 今村久美		令和5年6月30日重任
登記記録に関する事項	令和6年9月1日東京都杉並区高円寺南三丁目66番3号高円寺コモンズ203から主たる事務所移転		令和6年9月10日登記

東京都中野区中野五丁目15番2号  
認定特定非営利活動法人口タリバ



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(東京法務局中野出張所管轄)

令和6年9月19日

東京法務局中野出張所

登記官

嶋 田 明 彦



## 令和2年度 事業報告書

令和2年9月1日から 令和3年8月31日

認定特定非営利活動法人カタリバ

## 1. 事業の成果

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、度重なる緊急事態宣言を受けて長期化する様相を呈しており、子どもたちにあっても感染リスクと隣り合わせの日常を過ごさざるを得ないなど、行動に制限を余儀なくされる日々が続いています。

カタリバにおいても、前年度より始めたオンライン上の居場所や学習サポートに関する事業を、今年度も継続する中で新たにみえてきた個別のニーズを捉えて、10代向けのオンラインプログラムを提供する「カタリバオンラインfor teens」、困窮世帯の子どもたちとその保護者を支援・伴走する「キッカケプログラム」、不登校の子ども支援をオンラインと組み合わせて行う「オンライン不登校支援」の3プログラムに分割し、事業の深化に取り組みました。

また、これまで実施してきた各事業のオンライン実施も引き続き行うとともに、学校校則の対話的見直しを通じて生徒と教員が主体的に関わる学校を目指す「ルールメイキングプログラム」など、新しい事業もスタートし、引き続き「意欲」と「創造性」を育む環境の提供に尽力してきました。

なお、被災地支援事業では、前年度に引き続き2020年7月に発生した西日本での豪雨災害による熊本県球磨村周辺地域への支援に加え、2021年7月には熱海での土砂災害の支援活動を行い、感染症への警戒を行いつつ災害でおきる子どもたちの課題に対して支援を継続しております。

2020年度、カタリバは「どんな環境に生まれ育っても、未来をつくりだす力を育める社会」を目指して、総受益者数120,288人の中高生等に対し、「意欲と創造性」を育む機会を提供いたしました。

## 2. 事業の実施に関する事項

## 特定非営利活動にかかる事業

## (1) 人づくりを通じた社会活性化に関する事業

- 大学生へのキャスト参画等を通じた成長機会の創出する活動の受益者：166人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者の範囲及び人数	事業費の合計
			職員	キャスト/ ボランティア		
キャスト育成事業・外部向け研修会 ・ボランティア説明会、研修 ・その他イベント	当期	カタリバ大学4回	1	3	166	1,413
	前期		3	—	99	3,022
	前期比		33%	—	158%	47%
高円寺コモンズ運営	当期	東京事務所	2	—		1,031
	前期		2	—		3,170
	前期比		100%	—		33%

## (2) キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業

- 中高生への「キャリア学習機会」を届けるプログラム提供の参加：815人
- 全国の「探究的な学び」を通じた、社会参加・参画促進のための活動を行う中高生等並びに、全国17地域及びオンラインでのイベント参加者：102,755人
- 放課後や学校内外の居場所として地域のニーズや課題に合わせた、10代のためのユースセンターの運営利用者：1拠点 4,834人
- 困難を抱えた中高生への支援のための施設の利用者：3拠点 2,916人
- 高校・行政の中に入り込み、探究的な学びのサポートや、地域の教育環境づくりによる受益者：1,156人
- オンライン上の中高生向けコミュニティ運営の利用者：489人
- 対話を通じた校則改革プロジェクトの参加者：297人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者の範囲及び人数	事業費の合計
			職員	キャスト/ ボランティア		
合計	当期	通期	—	205	1,397	117,022
	前期		—	92	3,069	95,238
	前期比		—	223%	46%	123%
全国カタリ場 ・連携事業者を通じたキャリア学習支援授業「カタリ場」等の実施	当期	北海道 関西地区 他	—	815	4,575	1,280
	前期		—	3,946	17,031	—
	前期比		—	—	—	—
文京区青少年プラザb-lab事業	当期	文京区	28	65	4,834	58,023
	前期		30	132	3,062	58,738
	前期比		—	—	—	—
島根県連携 教育事業 ・雲南市高校魅力化プロジェクト ・不登校支援施設 おんせんキャンパスの運営	当期	県内各所	39	11	1,584	81,589
	前期		23	—	833	70,034
	前期比		—	—	—	—
スペシャルニーズ事業 ・アダチベースの運営 ・外国语の子どもたちの伴走支援	当期	足立区2拠点	80	106	2,282	298,136
	前期		54	106	2,044	240,194
	前期比		—	—	—	—
全国高校生マイプロジェクト事業 ・イベント企画運営 ・探究授業に関するプログラム提供	当期	Online勉強会約10回 アワード17会場実施 ほか	21	340	102,755	71,506
	前期		21	659	82,222	71,038
	前期比		—	—	—	—
大槌町高校魅力化プロジェクト	当期	岩手県 大槌町	2	—	206	10,921
	前期		7	50	165	33,533
	前期比		—	—	—	—
カタリバオンライン for teens ・中高生向けオンラインコミュニティ	当期	オンライン	16	60	489	7,515
	前期		—	—	—	—
	前期比		—	—	—	—
ルールメイキング ・対話を通じた校則改革プロジェクト	当期	日本全国の実証校	19	—	297	12,594
	前期		—	—	—	—

(3) 災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業

- 災害等の被災地を対象とした、「10代のための放課後の居場所・学び場、コラボ・スクール」の利用者  
宮城県女川町：329人、岩手県大槌町：183人、福島県双葉郡：649人
- 災害等の被災地を対象とした居場所の提供の受益者：1,091人
- 感染症拡大等により自宅で過ごす子どもたちのオンライン上の居場所提供と、オンライン接続端末の無償貸与等による受益者：491人（2021年4月以降、事業を分割）
- 経済的に困難を抱えた子どもと家庭への伴走と学習支援の受益者：321人
- 不登校の子どもへのオンラインを通じた伴走支援の受益者：36人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 合計
			職員	キャスト/ ボランティア		
合計	当期	通期	173	317	3,100	389,801
	前期		56	864	5,699	337,739
	前期比		309%	37%	54%	115%
東北復興事業【コラボスクール】 ・女川向学館の運営等 ・大槌臨学舎の運営等 ・双葉みらいラボの運営等	当期	通期	106	64	1,161	236,306
	前期		111	153	1,476	106,932
災害支援 そなえる事業 ・災害時子ども支援アライアンス	当期	通期	5	146	1,091	16,682
	前期		19	149	249	23,185
ハタチ基金事務局運営	当期	通期	14	—	—	5,824
	前期		15	—	—	4,607
オンライン事業 ・子ども向けオンラインコンテンツ等の提供 ・困難を抱えた子どもへの端末等の貸与やプログラム提供など	当期	通期	16	57	491	71,784
	前期		25	409	2,649	50,530
キッカケプログラム ・経済的に困難を抱えた子どもと家庭への伴走と学習支援など	当期	通期	22	34	321	37,160
	前期		—	—	—	—
オンライン不登校支援事業 ・不登校の子どもへのオンラインを通じた伴走支援	当期	通期	10	16	36	22,045
	前期		—	—	—	—

(4) 普及啓発事業

団体の活動および取り組むべき社会課題についての普及・啓発

- メディア掲載回数：247回
- 有識者会議参加回数：54回
- 講演回数：76回

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 合計
			職員	キャスト/ ボランティア		
ファンドレイジング 啓発・講演・取材	当期	通期	377	19	—	73,307
	前期		244	17	—	87,026
	前期比		155%	112%	—	84%

※キャスト=ボランティアスタッフの呼称

※事業費合計の単位は全て、千円です。

## 令和3年度 事業報告書

令和3年9月1日から 令和4年8月31日  
認定特定非営利活動法人カタリバ

## 1. 事業の成果

新型コロナウイルス感染のリスクがある状況は日常の風景となり、子どもたちにあっても感染リスクと隣り合わせの日々をどうやって充実したものとしていくか、リスクと安全を鑑みながらあたらしいあたりまえを構築する社会となりました。

カタリバにおいても、コロナ禍以降にスタートしたオンライン上で学びに接続するプログラムである、「カタリバオンラインfor teens」「キッカケプログラム」「オンライン不登校支援」の3つの事業を継続的に実施していくため、システム構築に取り組むなど安定化フェーズにむけた動きに注力しております。

上記を含めた「誰ひとり取り残さず学びにつなぐ」ための事業を進める一方で、新学習指導要領が完全施行される中、カタリバとしては創業から20年間キャリア学習に携わってきたNPOとして、探究学習のあり方を模索・提案しており、昨年から実施してきた「ルールメイキングプログラム」は連携校数を増やすなど、着実に事業を拡大し、引き続き「意欲」と「創造性」を育む環境の提供に尽力してきました。

また、休眠預金の財源を一部活用し開始した、インキュベーション事業（事業名「ユースセンター起業塾」）では14団体への助成が決定し、カタリバがこれまで培ってきたノウハウを団体への伴走支援というかたちで次世代へ繋いでおります。なお、今年度は宮城県女川町・島根県雲南市の2地域で行ってきた事業を、後継となる団体に事業譲渡いたしました。どちらの事業もより地域に根ざした活動をするために、現地に本部を置く法人が事業を継承する団体としてふさわしいと判断し事業譲渡しております。

被災地支援事業では、2021年7月の熱海での土砂災害による緊急支援活動を行い、子どもたちの居場所の提供を現地団体を支援する形で展開しました。感染症への警戒を行いつつ災害でおきる子どもたちの課題に対して支援を継続しております。

2021年度、カタリバは「どんな環境に生まれ育っても、未来をつくりだす力を育める社会」を目指して、総受益者数 83,501人の中高生等に対し、「意欲と創造性」を育む機会を提供いたしました。

## 2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動にかかる事業

## (1) 人づくりを通じた社会活性化に関する事業

- 大学生へのキャスト参画等を通じた成長機会の創出する活動の受益者：223人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者の範囲及び 人数	事業費の合計	
			職員	キャスト/ ボランティア			
キャスト育成事業・外部向け研修会 ・ボランティア説明会、研修 ・その他イベント	当期	カタリバ大学4回	東京事務所 都内各所	1	39	223	1,530
	前期			1	3	168	1,413
	前期比			100%	—	134%	108%
高円寺コモンズ運営	当期	通期	東京事務所	2	—	991	
	前期			2	—	入居団体 地域活動団体	1,031
	前期比			100%	—		96%

## (2) キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業

- 中高生への「キャリア学習機会」を届けるプログラム提供の参加：424人
- 全国「探究的な学び」を通じた、社会参加・参画促進のための活動を行う中高生等並びに、日本各地やオンラインでのイベント参加者：69,985人
- 放課後や学校内外の居場所として地域のニーズや課題に合わせた、10代のためのユースセンターの運営利用者：2拠点 2,773人
- 困難を抱えた中高生への支援のための施設の利用者：3拠点 561人
- 高校・行政の中に入り込み、探究的な学びのサポートや、地域の教育環境づくりによる受益者：681人
- オンラインの中高生向け探究学習プログラムの利用者：412人
- 対話を通じた校則改革プロジェクトの参加者：753人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者の範囲及び 人数	事業費の合計
			職員	キャスト/ ボランティア		
合計	当期	通期	—	75	1,334	80,854
	前期		—	86	1,397	117,022
	前期比		—	87%	95%	69%
全国カタリ場 ・連携事業者を通じたキャリア学習支援授業「カタリ場」等の実施	当期	北海道 関西地区 他	—	424	3,696	1
	前期		—	815	4,575	1,280
	前期比		—	87%	95%	69%
文京区青少年プラザb-lab事業	当期	文京区	18	100	2,702	78,607
	前期		16	65	4,834	58,023
島根県連携 教育事業 ・雲南市高校魅力化プロジェクト ・不登校支援施設「おんせんキャンパス」の運営	当期	通期	12	70	539	61,147
	前期		13	11	1,584	81,589
スペシャルニーズ事業 ・アダチベースの運営 他 ・外国语の子どもたちの伴走支援	当期	足立区2拠点	25	136	561	262,996
	前期		28	106	2,282	298,136
全国高校生マイプロジェクト事業 ・イベント企画運営 ・探究授業に関するプログラム提供	当期	日本全国の学校 ・団体等	7	455	69,985	72,908
	前期		8	340	102,755	71,506
大槌町高校魅力化プロジェクト	当期	岩手県 大槌町	3	—	213	12,740
	前期		2	—	206	10,921
カタリバオンライン for teens ・中高生向けオンライン探究学習	当期	オンライン	3	25	412	31,618
	前期		16	60	489	7,515
ルールメイキング ・対話を通じた校則改革プロジェクト	当期	日本全国の実証校	4	11	753	53,621
	前期		3	—	297	12,594
その他キャリア学習イベント等の事業 ・川崎ワカモノ未来プロジェクトの企画運営、他	当期	神奈川県 川崎市 他	—	—	—	—
	前期		—	—	—	—
インキュベーション事業 ・ユースセンター起業塾の運営と支援先団体への助成	当期	日本全国の支援先団体	3	—	1,409	99,135
	前期		—	—	—	—

(3) 災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業

- 災害等の被災地を対象とした、「10代のための放課後の居場所・学び場、コラボ・スクール」の利用者  
宮城県女川町：304人、岩手県大槌町：219人、福島県双葉郡：637人
- 災害等の被災地を対象とした居場所の提供の受益者：741人
- 困難を抱えた子どもと家庭へのオンライン伴走と学習支援の受益者：391人
- 不登校の子どもへのオンラインを通じた伴走支援の受益者：132人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 合計	
			職員	キャスト/ ボランティア			
合計	当期	通期	宮城県	42	223	2,424	399,670
	前期		岩手県 都内各地	50	317	3,100	389,801
	前期比			84%	70%	78%	103%
東北復興事業 [コラボスクール] ・女川向学館の運営等 ・大槌臨学舎の運営等 ・双葉みらいボの運営等	当期	通期	宮城県女川町 岩手県大槌町 福島県広野町他	22	64	1,160	162,707
	前期			26	64	1,161	236,306
緊急時災害支援 そなえる事業 ・災害時子ども支援アライアンス	当期	通期	長野県 熊本県他	2	19	741	14,393
	前期			2	146	1,091	16,882
オンライン事業 ・子ども向けオンラインコンテンツ等の提供 ・困難を抱えた子どもへの端末等の貸与やプログラム提供など	当期	通期	東京都 杉並区	12	57	491	71,784
	前期						
キッカケプログラム ・経済的に困難を抱えた子どもと家庭への伴走と学習支援 ・家庭で介護を担う子どもへの支援と伴走	当期	通期	オンライン	9	104	391	131,400
	前期			5	34	321	37,160
不登校支援事業 ・不登校の子どもへのオンラインを通じた伴走支援	当期	通期	オンライン	8	36	132	88,206
	前期			4	16	36	22,045
ハタチ基金事務局運営	当期	通期	東京都 杉並区	1	—	—	2,964
	前期			1	—	—	5,824

(4) 普及啓発事業

団体の活動および取り組むべき社会課題についての普及・啓発

- メディア掲載回数：235回
- 有識者会議参加回数：92回
- 講演回数：31回

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 合計
			職員	キャスト/ ボランティア		
ファンドレイジング 啓発・講演・取材	当期	通期	358	22	—	100,270
	前期		377	20	—	73,307
	前期比		95%	110%	—	137%

※キャスト=ボランティアスタッフの呼称。

※事業費合計の単位は全て、千円です。

※受益者数のカウント方法について、より正確な人数を把握できる体制がととのつたことにより、事業への参画度合いや参画回数が多様な受益者について、正確な人数を把握できることとなりました。この影響で昨年度に比べ受益者が少なく表示されている事業がございます。

## 令和4年度事業報告書

令和4年9月1日から令和5年8月31日

認定特定非営利活動法人カタリバ

## 1. 事業の成果

私たちカタリバは、設立以来、様々な環境の子どもたちと出会ってきました。また、子どもたちをとりまく様々な課題に 対してアプローチを継続してきました。

最新の調査では、日本全体で子どもたちの9人に1人が「貧困」とされており、ひとり親家庭では、2人に1人に及びます。 (※1)また、2021年度に「不登校」とみなされた小中学生は、前年度より24.9%増の24万4,940人で過去最多となり、不登校の増加は9年連続で、コロナ禍によりさらに急増しました。(※2)日本の子ども・若者の18人に1人が、家や学校などの「どこにも居場所がない」と孤独感を抱いています。(※3)

支援を求める子どもの数が増えている中、カタリバの今年度の受益者数は117,526人となり、昨年度と比較して34,025人増加しています。生活困窮世帯の子どもたちへの支援、探究的な学びを促進する支援など、多様な社会課題に対して事業を 展開してきました。

生活困窮世帯の支援としては、直接的な拠点を運営するだけでなく、オンライン支援のプログラムを深化させてきました。一例として、不登校の生徒が集うオンラインの居場所である、「オンライン不登校支援プログラム・room-K」では、引き続き子どもたちの居場所として運営しています。

また、対話を通じて子どもたちが校則を見直す「ルールメイキング事業」では、生徒たちの身の回りの課題を変えていくなかで、日常的に探究的な学びに取り組めるよう、各学校と連携して取り組み、受益者数が増加しています。

さらには、10代の居場所を全国に広げるため、伴走支援（助成金支援含む）を行う各地域団体の数を増やしております。 第2期の助成を実施し、引き続きカタリバが直接支援するだけではなく、子どもたちと向き合う中で得た経験を元に他団体への伴走支援を継続して行っています。

なお、被災地支援事業では、2023年7月の秋田県内の豪雨災害において2か所で支援活動を行いました。秋田市では被災した家庭の子どもたちに向けて、現地学童保育運営企業と協力して居場所を運営しました。また五城目町では、現地団体と共に「五城目豪雨災害、子ども支援プロジェクト」を立ち上げ、子ども支援のニーズ調査やボランティアコーディネートを担当しました。秋田県内への緊急支援は2023年8月20日に終了しております。

※1厚生労働省『令和4年 国民生活基礎調査』より

※2文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』より

※3内閣府『令和4年版 子供・若者白書』より

## 2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動にかかる事業

## (1) 人づくりを通じた社会活性化に関する事業

- 大学生へのキャスト参画等を通じた成長機会の創出する活動の受益者：73人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者 の範囲及び人数	事業費の合計
			職員	キャストボランティア		
キャスト育成事業・外部向け研修会 ・ボランティア説明会、研修 ・その他イベント	当期	東京事務所 都内各所	1	35	73	1,031
	前期		1	39	223	1,530
高円寺コモンズ運営	当期	東京事務所	2	-	入居団体 地域活動団体	773
	前期		2	-		991

## (2) キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業

- 中高生への「キャリア学習機会」を届けるプログラム提供の参加：1,020人
- 全国の「探究的な学び」を通じた、社会参加・参画促進のための活動を行う中高生等並びに、日本各地やオンラインでのイベント参加者：72,178人
- 放課後や学校内外の居場所として地域のニーズや課題に合わせた、10代のためのユースセンターの運営利用者：2拠点 3,467人
- 困難を抱えた中高生への支援のための施設の利用者：3拠点 557人
- 高校・行政の中に入り込み、探究的な学びのサポートや、地域の教育環境づくりによる受益者：324人
- オンライン上の中高生向け探究学習プログラムの利用者：1,644人
- 対話を通じた校則改革プロジェクトの参加者：28,718人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者の範囲及び人数	事業費の合計
			職員	キャスト/ボランティア		
合計	当期	北海道 関西地区 他	78	2,020	115,681	714,665
	前期		75	1,334	80,854	674,317
	前期比		104%	151%	143%	106%
全国カタリ場 ・連携事業者を通じた キャリア学習支援授業「カタリ場」の実施	当期	北海道 関西地区 他	-	1,020	5,408	1
	前期		-	424	3,696	1
文京区青少年プラザ-lab事業	当期	文京区	18	51	3,467	83,998
	前期		18	100	2,702	78,607
島根県連携 教育事業 ・不登校支援施設おんせんキャンパスの運営	当期	県内各所	9	27	95	50,011
	前期		12	70	539	61,147
スマートルーム事業 ・アダチベースの運営 他 ・外国ルーツの子どもたちの伴走支援	当期	足立区 2 拠点	23	200	557	207,629
	前期		25	136	561	262,996
全国高校生マイプロジェクト事業 ・イベント企画運営 ・探求授業に関するプログラム提供	当期	日本全国の学校 ・団体等	8	701	72,178	109,763
	前期		7	455	69,985	72,908
大槌町高校魅力化プロジェクト	当期	岩手県 大槌町	6	-	229	34,743
	前期		3	-	213	12,740
カタリバオンライン for teens ・中高生向けオンライン探求学習	当期	オンライン	2	0	1,644	37,576
	前期		3	25	412	31,618
ルールメイキング ・対話を通じた校則改革プロジェクト	当期	日本全国の実証校	6	11	28,718	48,484
	前期		4	11	753	53,621
その他のキャリア学習イベント等の事業 ・川崎ワカモノ未来プロジェクトの企画運営 他	当期	神奈川県 川崎市他	1	10	22	7
	前期		0	113	584	1,544
インキュベーション事業 ・ユースセンター起業塾の運営と支援先団体への助成	当期	日本全国の支援先団体	5	-	3,363	142,453
	前期		3	-	1,409	99,135

## (3) 災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業

- 災害等の被災地を対象とした、「10代のための放課後の居場所・学び場、コラボ・スクール」の利用者  
岩手県大槌町：221人、福島県双葉郡：673人
- 災害等の被災地を対象とした居場所の提供の受益者：240人
- 困難を抱えた子どもと家庭へのオンライン伴走と学習支援の受益者：480人
- 不登校の子どもへのオンラインを通じた伴走支援の受益者：158人

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者の範囲及び人数	事業費の合計
			職員	キャスト/ボランティア		
合計	当期	宮城県 岩手県 都内各地	41	241	1,772	507,802
	前期		42	223	2,424	399,670
	前期比		58%	108%	73%	127%
東北復興事業【コラボ・スクール】 ・女川向学舎の運営等 ・大槌町学舎の運営等 ・双葉みらいワーコンサルタント	当期	宮城県女川町 岩手県大槌町 福島県広野町他	15	36	894	89,900
	前期		22	64	1,160	162,707
緊急時災害支援をする事業 ・災害時子ども支援アライアンス	当期	秋田県 秋田市 五城目町	2	18	240	20,816
	前期		2	19	741	14,393
オンライン事業 ・子ども向けオンラインコンテンツ等の提供 ・困難を抱えた子どもへの誰も等の貸与やプログラム提供など	当期	東京都杉並区	-	-	-	-
	前期		-	-	-	-
キッカケプログラム ・経済的に困難を抱えた子どもたちと家庭への伴走と学習支援 ・家庭で介護を担う子どもたちへの支援と伴走	当期	オンライン	13	173	480	202,172
	前期		9	104	391	131,400
不登校支援事業 ・不登校の子どもへのオンラインを通じた伴走支援	当期	オンライン	10	14	156	190,290
	前期		8	36	132	88,206
ハタチ基金事務局運営	当期	東京都杉並区	1	-	-	4,624
	前期		1	-	-	2,964

## (4) 普及啓発事業

### 団体の活動および取り組むべき社会課題についての普及・啓発

- メディア掲載回数：235回
- 有識者会議参加回数：92回
- 講演回数：31回

事業内容	実施日時 (実施回数)	実施場所 (実施校数)	従事者の人数		受益対象者の範囲及び人数	事業費の合計
			職員	キャスト/ボランティア		
ファンドレイジング 啓発・講演・取材	当期	358	14	-	一般の方	129,529
	前期		377	22	多数	100,270

※キャスト=ボランティアスタッフの呼称。

※事業費合計の単位は全て、千円です。

※令和3年度より受益者数のカウント方法について、より正確な人数を把握できる体制がととのったことにより、事業への参画度合いや参画回数が多様な受益者について、正確な人数を把握できることとなりました。この影響で令和2年度昨年度に比べ受益者が少なく表示されている事業がございます。

## 監査報告書

令和3年11月16日

認定特定非営利活動法人 カタリバ  
代表理事 今村久美 殿

監事

中山 龍太郎

監事

久保田 支彦

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、認定特定非営利活動法人カタリバの令和2年度（令和2年9月1日から令和3年8月31日まで）の業務監査及び会計監査を行いました。

理事の業務執行の状況に関する監査にあたっては、理事会に出席し、必要と認める場合には質問をしました。また、財産の状況に関する監査に当たっては、財務諸表等（活動計算書、貸借対照表、財務諸表の注記及び財産目録）と帳簿や証拠書類等との照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、理事の業務執行は、法令、定款及び事業計画に基づき適正に執行され、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実はないことが認められました。

また、法人の財産の状況は、NPO法人会計基準に準拠して、財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。

以上のとおり報告致します。

## 監査報告書

2022年11月9日

認定特定非営利活動法人カタリバ  
代表理事 今村久美 殿

監事 中山 龍太郎 **中山 龍太郎**

監事 神山 晃男 **神山 晃男**

私たち監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、認定特定非営利活動法人カタリバの2021年度(2021年9月1日から2022年8月31日まで)の業務監査及び会計監査を行いました。

理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事会に出席し、必要と認める場合には質問をしました。また、財産の状況に関する監査に当たっては、財務諸表等(活動計算書、貸借対照表、財務諸表の注記及び財産目録)と帳簿や証拠書類等との照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、理事の業務執行は、法令、定款及び事業計画に基づき適正に執行され、不正の行為または法令・定に違反する重大な事実はないことが認められました。

また、法人の財産の状況は、NPO法人会計基準に準拠して、財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。

以上とおり報告致します。

## 監査報告書

2023年11月10日

認定特定非営利活動法人カタリバ  
代表理事 今村久美 殿

監事 中山 龍太郎 **中山 龍太郎**

監事 神山 晃男 **神山 晃男**

私たち監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、認定特定非営利活動法人カタリバの2022年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の業務監査及び会計監査を行いました。

理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事会に出席し、必要と認める場合には質問をしました。また、財産の状況に関する監査に当たっては、財務諸表等(活動計算書、貸借対照表、財務諸表の注記及び財産目録)と帳簿や証拠書類等との照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、理事の業務執行は、法令、定款及び事業計画に基づき適正に執行され、不正の行為または法令・定に違反する重大な事実はないことが認められました。

また、法人の財産の状況は、NPO法人会計基準に準拠して、財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。

以上とおり報告致します。

## 令和2年度 活動計算書（その他事業がない場合）

令和2年9月1日から 令和3年8月31日まで

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>一般正味財産増減の部</b>			
<b>【A】経常収益</b>			
1 受取会費			5,940,000
正会員受取会費		1,109,000	
賛助会員受取会費		4,831,000	
2 受取寄付金			1,213,327,917
受取寄付金		1,054,853,884	
指定正味財産の部より受取寄付金振替額		158,474,033	
3 受取助成金等			44,253,334
受取民間助成金		16,753,334	
指定正味財産の部より受取助成金等振替額		27,500,000	
4 事業収益			371,173,171
人づくりを通じた社会活性化に関する事業収益		618,547	
キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業収益		269,417,162	
災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、 通信教育、学習相談その他の教育事業収益		97,448,012	
普及啓発事業収益		3,689,450	
5 その他収益			2,054,332
受取利息		786	
受取配当金		3,000	
為替差益		796,778	
雑収入		1,253,768	
<b>経常収益計</b>			<b>1,636,748,754</b>
<b>【B】経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			456,483,409
給料手当		356,692,366	
雑給		38,599,761	
法定福利費		57,792,976	
通勤費		3,398,306	
(2) その他経費			550,643,705
福利厚生費		1,551,871	
教育研修費		19,073,704	
業務委託費		259,110,979	
広報活動費		60,076,143	
交際費		215,470	
会議費		397,944	
旅費交通費		12,638,200	
生徒送迎費		10,510,854	
通信費		17,690,671	
消耗品費		15,370,025	
システム費		18,755,079	
修繕費		1,364,849	
水道光熱費		3,213,554	
新聞図書費		227,142	
教材費		5,524,186	
印刷製本費		7,896,582	
諸会費		89,400	
支払手数料		8,227,643	
地代家賃		24,260,370	
賃借料		27,243,598	
保険料		4,850,315	
租税公課		36,735,012	
支払報酬料		7,010,222	
減価償却費		7,163,425	
雑費		1,375,925	
雑損失		70,542	
<b>事業費計</b>			<b>1,007,127,114</b>

2 管理費		
(1) 人件費		13,624,870
役員報酬	4,800,000	
給料手当	6,995,603	
雑給	567,570	
法定福利費	1,215,366	
通勤費	46,331	
(2) その他経費		37,876,330
福利厚生費	301,209	
教育研修費	7,020,922	
業務委託費	3,202,632	
広報活動費	144,575	
交際費	24,995	
会議費	5,242	
旅費交通費	330,950	
通信費	444,344	
消耗品費	449,506	
システム費	972,872	
修繕費	10,468	
水道光熱費	27,394	
新聞図書費	1,771	
教材費	17,530	
印刷製本費	316	
諸会費	141,000	
支払手数料	17,952,143	
地代家賃	497,590	
賃借料	194,576	
保険料	246,022	
租税公課	2,701,011	
支払報酬料	2,732,428	
減価償却費	415,040	
雑費	41,794	
管理費計		51,501,200
経常費用計		1,058,628,314
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ・・・①		578,120,440
【C】 経常外収益		
	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産除却損	29,473,715	
経常外費用計		29,473,715
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ・・・②		-29,473,715
税引前当期一般正味財産増減額 ①+(2) ・・・③		548,646,725
法人税、住民税及び事業税 ・・・④		467,000
前期繰越一般正味財産額 ・・・⑤		729,007,183
【E】 次期繰越一般正味財産額 ③-④+⑤		1,277,186,908
指定正味財産増減の部		
1 受取寄付金		56,143,325
受取寄付金	56,143,325	
2 受取助成金等		27,500,000
受取国庫補助金等	1,200,000	
受取民間助成金	26,300,000	
3 一般正味財産への振替額		△ 185,974,033
一般正味財産の部へ受取助成金等振替額	△ 185,974,033	
当期指定正味財産増減額		△ 102,330,708
当期指定正味財産増減額(再掲) ・・・⑥		△ 102,330,708
前期繰越指定正味財産額 ・・・⑦		239,968,907
【F】 次期繰越指定正味財産額 ⑥+⑦		137,638,199
【G】 次期繰越正味財産額合計 (E) + (F)		1,414,825,107

## 令和2年度 貸借対照表

令和3年8月31日現在

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】資産の部</b>			
1 流動資産			
現金及び預金		971,552,769	
売掛金		66,511,344	
貯蔵品		1,559,286	
前払費用		7,303,696	
未収入金		99,982	
仮払金		96,726	
流動資産合計	①		1,047,123,803
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			31,322,838
建物		12,344,231	
建物附属設備		12,545,532	
車両運搬具		3	
器具備品		2,423,808	
一括償却資産		1,609,264	
土地		2,400,000	
(2) 無形固定資産			9,568,814
商標権		258,230	
ソフトウェア		9,310,584	
(3) 投資その他の資産			468,521,340
NPOカタリバ東北復興支援基金用預金特定資産		459,832,800	
出資金		100,000	
敷金		8,529,000	
長期前払費用		59,540	
固定資産合計	②		509,412,992
<b>【A】資産合計</b>	<b>①+②</b>		<b>1,556,536,795</b>
<b>【B-1】負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金		128,973,340	
未払法人税等		467,000	
未払消費税等		9,559,800	
前受金		7,700	
預り金		2,683,848	
預り保証金		20,000	
流動負債合計	③		141,711,688
2 固定負債			
長期借入金		0	
固定負債合計	④		0
<b>負債合計</b>	<b>③+④</b>		<b>141,711,688</b>
<b>【B-2】正味財産の部</b>			
1 一般正味財産			
前期繰越一般正味財産額		729,007,183	
当期一般正味財産増減額		548,179,725	
一般正味財産合計	⑤		1,277,186,908
2 指定正味財産			
前期繰越指定正味財産額		239,968,907	
当期指定正味財産増減額		△ 102,330,708	
指定正味財産合計	⑥		137,638,199
<b>正味財産合計</b>	<b>⑤+⑥</b>		<b>1,414,825,107</b>
<b>【B】負債及び正味財産合計</b>	<b>【B-1】+【B-2】</b>		<b>1,556,536,795</b>

## 令和2年度 計算書類の注記

## 事業報告用

## 認定特定非営利活動法人 カタリバ

## 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

## (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づき、建物は定額法により、建物以外は定率法により償却をしています。但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法により償却をしています。また、取得価額が20万円未満の資産については、法人税法に規定する一括償却の方法により償却をしています。無形固定資産は、定額法により償却をしています。

## (2) 外貨建取引の換算基準

外貨建取引は、当該取引発生時の為替相場による円換算額によって記帳しております。また、外貨建金銭債権債務については、期末時の為替相場による円換算額で評価しております。決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理しております。

## (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜経理方式によっています。

## 2. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 容		金 額
経常収益への振替額		
当年度の東北震災復興支援（コラボスクール・女川向学館）に対する振替額		66,388,969
当年度の東北震災復興支援（コラボスクール・大槌臨学舎）に対する振替額		61,160,905
当年度の東北震災復興支援（双葉みらいラボ）に対する振替額		48,953,429
当年度の東北震災復興支援（新規事業）に対する振替額		9,470,730
当年度の東北震災復興支援（事務局運営その他）に対する振替額		0
合 計		185,974,033

## 3. 事業別損益の状況

(単位：円)

科 目	人づくり事業	キャリア事業	被災地教育事業	普及啓発事業	事業部門計	管理部門	合 計
<b>一般正味財産増減の部</b>							
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	5,940,000	5,940,000
2. 受取寄付金	0	76,825,363	0	0	76,825,363	978,028,521	1,054,853,884
3. 受取助成金等	0	15,133,334	0	120,000	15,253,334	1,500,000	16,753,334
4. 事業収益	618,547	269,417,162	97,448,012	3,689,450	371,173,171	0	371,173,171
5. その他収益	0	48,436	152,754	1,041,133	1,242,323	812,009	2,054,332
II 指定正味財産からの振替額	0	0	185,974,033	0	185,974,033	0	185,974,033
経常収益計	618,547	361,424,295	283,574,799	4,850,583	650,468,224	986,280,530	1,636,748,754
III 経常費用							
(1) 人件費							
役員報酬	0	0	0	0	0	4,800,000	4,800,000
給料手当	0	233,417,213	105,533,879	17,741,274	356,692,366	6,995,603	363,687,969
雑 給	0	28,324,474	8,851,295	1,423,992	38,599,761	567,570	39,167,331
法定福利費	0	38,144,398	16,737,125	2,911,453	57,792,976	1,215,366	59,008,342
通勤費	0	2,740,126	534,780	123,400	3,398,306	46,331	3,444,637
人件費計	0	302,626,211	131,657,079	22,200,119	456,483,409	13,624,870	470,108,279
(2) その他経費							
福利厚生費	0	997,172	469,750	84,949	1,551,871	301,209	1,853,080
教育研修費	0	17,471,531	1,298,485	303,688	19,073,704	7,020,922	26,094,626
業務委託費	1,315,357	186,373,103	58,595,159	12,827,360	259,110,979	3,202,632	262,313,611
広報活動費	0	33,694,440	22,774,441	3,607,262	60,076,143	144,575	60,220,718

交際費	0	142,824	67,815	4,831	215,470	24,995	240,465
会議費	0	295,696	84,605	17,643	397,944	5,242	403,186
旅費交通費	0	8,322,993	4,234,876	80,331	12,638,200	330,950	12,969,150
生徒送迎費	0	0	10,510,854	0	10,510,854	0	10,510,854
通信費	0	12,785,453	2,643,075	2,262,143	17,690,671	444,344	18,135,015
消耗品費	0	10,490,304	3,432,297	1,447,424	15,370,025	449,506	15,819,531
システム費	0	9,427,666	3,078,042	6,249,371	18,755,079	972,872	19,727,951
修繕費	0	208,590	1,135,460	20,799	1,364,849	10,468	1,375,317
水道光熱費	0	1,537,879	1,595,491	80,184	3,213,554	27,394	3,240,948
新聞図書費	0	98,490	127,145	1,507	227,142	1,771	228,913
教材費	0	3,422,532	2,077,950	23,704	5,524,186	17,530	5,541,716
印刷製本費	0	1,184,867	89,984	6,621,731	7,896,582	316	7,896,898
諸会費	0	31,400	58,000	0	89,400	141,000	230,400
支払手数料	0	1,593,836	1,034,762	5,599,045	8,227,643	17,952,143	26,179,786
地代家賃	957,000	16,359,022	5,606,718	1,337,630	24,260,370	497,590	24,757,960
賃借料	0	22,886,570	4,333,869	23,159	27,243,598	194,576	27,438,174
保険料	0	3,483,368	1,126,151	240,796	4,850,315	246,022	5,096,337
租税公課	171,274	23,723,404	10,034,200	2,806,134	36,735,012	2,701,011	39,436,023
支払報酬料	1,614	1,589,432	686,032	4,733,144	7,010,222	2,732,428	9,742,650
減価償却費	0	2,659,741	1,910,869	2,592,815	7,163,425	415,040	7,578,465
雑費	0	847,016	386,984	141,925	1,375,925	41,794	1,417,719
雑損失	0	70,542	0	0	70,542	0	70,542
その他経費計	2,445,245	359,697,871	137,393,014	51,107,575	550,643,705	37,876,330	588,520,035
経常費用計	2,445,245	662,324,082	269,050,093	73,307,694	1,007,127,114	51,501,200	1,058,628,314
当期経常増減額	△ 1,826,698	△ 300,899,787	14,524,706	△ 68,457,111	△ 356,658,890	934,779,330	578,120,440
IV 経常外収益							
前期損益修正益	0	0	0	0	0	0	0
V 経常外費用							
前期損益修正損	0	0	29,473,715	0	29,473,715	0	29,473,715
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,826,698	△ 300,899,787	△ 14,949,009	△ 68,457,111	△ 386,132,605	934,779,330	548,646,725
法人税、住民税及び事業税	0	181,000	216,000	0	397,000	70,000	467,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,826,698	△ 301,080,787	△ 15,165,009	△ 68,457,111	△ 386,529,605	934,709,330	548,179,725
前期繰越一般正味財産額							729,007,183
次期繰越一般正味財産額							1,277,186,908
指定正味財産増減の部							
I 受取寄付金			56,143,325		56,143,325		56,143,325
II 受取助成金			27,500,000		27,500,000		27,500,000
III 一般正味財産への振替額			△ 185,974,033		△ 185,974,033		△ 185,974,033
当期指定正味財産増減額			△ 102,330,708		△ 102,330,708		△ 102,330,708
前期繰越指定正味財産額							239,968,907
次期繰越指定正味財産額							137,638,199
次期繰越正味財産額							1,414,825,107

#### 4. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は1,414,825,107円ですが、そのうち137,638,199円は被災地教育事業に使用される指定正味財産です。したがって、使途が制約されていない一般正味財産は1,277,186,908円です。

この指定正味財産額の算定の基礎となる被災地教育事業に係る資産及び負債の状況（貸借対照表）は、  
【財務諸表の注記 別紙】のとおりです。

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
女川町まちなか創業新規立地促進補助金	0	1,000,000	1,000,000	0	
大槌町放課後学習支援活動拠点整備補助金	0	200,000	200,000	0	
スマイルBY事業	0	200,000	200,000	0	
子どもサポート事業	0	6,000,000	6,000,000	0	
コラボスクール事業	239,968,907	76,243,325	178,574,033	137,638,199	翌期以降に使用予定の事業資金
合 計	239,968,907	83,643,325	185,974,033	137,638,199	

## 5. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	52,396,498	0	32,240,151	20,156,347	△ 7,812,116	12,344,231
建物附属設備	30,039,860	2,010,703	8,908,555	23,142,008	△ 10,596,476	12,545,532
車両運搬具	15,652,141	0	162,038	15,490,103	△ 15,490,100	3
器具備品	5,891,116	1,348,790	1,460,000	5,779,906	△ 3,356,098	2,423,808
一括償却資産	3,809,707	1,902,607	1,287,682	4,424,632	△ 2,815,368	1,609,264
土地	2,400,000	0	0	2,400,000		2,400,000
無形固定資産						
商標権	303,800	0	0	303,800	△ 45,570	258,230
ソフトウエア	17,907,120	500,000	0	18,407,120	△ 9,096,536	9,310,584
投資その他の資産						
東北復興支援基金用預金	300,152,392	199,916,367	40,235,959	459,832,800		459,832,800
出資金	100,000	0	0	100,000		100,000
敷金	8,038,000	491,000	0	8,529,000		8,529,000
長期前払費用	99,480	0	39,940	59,540		59,540
合計	436,790,114	206,169,467	84,334,325	558,625,256	△ 49,212,264	509,412,992

## 6. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科 目	財務諸表に計上された金額	うち役員及び近親者との取引
<b>(活動計算書)</b>		
受取会費	5,940,000	112,500
受取寄付金(一般正味財産増減の部)	1,110,997,209	123,000
受取寄付金(指定正味財産増減の部)		0
事業収益	371,173,171	14,623,939
業務委託費	259,110,979	1,543,990
活動計算書計	1,747,221,359	16,403,429
<b>(貸借対照表)</b>		
仮払金（小口経費）	96,726	96,726
未払金(立替経費の精算)	128,973,340	122,249
貸借対照表計	129,070,066	218,975

## 7. リース取引に関する注記

所有権移転外ファイナンスリース（貸借取引）に係る未経過リース料は1,779,013円です。

## 【財務諸表の注記 別紙】

被災地教育事業に係る指定正味財産の算定の基礎となる資産及び負債の状況は次のとおりとなっております。

## 令和2年度 貸借対照表

令和3年8月31日現在

(災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業部分の抜粋)

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】資産の部</b>			
1 流動資産			
現金及び預金		1,587,371	
売掛金		26,821,295	
貯蔵品		25,853	
前払費用		305,816	
未収入金		16,177	
流動資産合計 ・・・①			28,756,512
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			18,916,265
建物		12,344,231	
建物附属設備		3,636,776	
車両運搬具		3	
器具備品		81,795	
一括償却資産		453,460	
土地		2,400,000	
(2) 投資その他の資産			460,679,340
NPOカタリバ東北復興支援基金用預金特定資産		459,832,800	
敷金		787,000	
長期前払費用		59,540	
固定資産合計 ・・・②			479,595,605
<b>【A】資産合計 ①+②</b>			508,352,117
<b>【B-1】負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金		21,206,960	
未払法人税等		216,000	
未払消費税等		2,477,804	
預り金		910,784	
本部未払金		345,902,370	
流動負債合計 ・・・③			370,713,918
<b>負債合計 ③</b>			370,713,918
<b>【B-2】正味財産の部</b>			
1 指定正味財産			
前期繰越指定正味財産額		239,968,907	
当期指定正味財産増減額		△ 102,330,708	
<b>指定正味財産合計 ・・・④</b>			137,638,199
<b>正味財産合計 ④</b>			137,638,199
<b>【B】負債及び正味財産合計 【B-1】+【B-2】</b>			508,352,117

## 令和2年度 財産目録

令和3年8月31日現在

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計	合計
<b>【A】資産の部</b>				
<b>1 流動資産</b>				<b>1,047,123,803</b>
現金預金			971,552,769	
現金	現金手許有高（事務所）	313,440		
現金	現金手許有高（アダチノース）	188,640		
現金	現金手許有高（アダチセントラル）	372,180		
現金	現金手許有高（女川向学館）	381,882		
現金	現金手許有高（大槌臨学舎）	175,518		
現金	現金手許有高（雲南）	5,800		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	199,238,189		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	300,530,105		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	190,821,039		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	50,765,830		
普通預金	仙台銀行（女川向学館）	290,775		
普通預金	岩手銀行（大槌臨学舎）	622,687		
普通預金	北日本銀行（大槌臨学舎）	116,509		
普通預金	西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	102,361,186		
普通預金	ゆうちょ銀行	125,059,202		
普通預金	ゆうちょ銀行（雲南）	309,787		
売掛金		66,511,344		
事業売掛金		66,511,344		
貯蔵品		1,559,286		
	クラウドファンディング返礼品	1,384,000		
	印紙・切手等	131,284		
	活動報告書	44,002		
前払費用		7,303,696		
	事務所家賃 令和3年9月分（4件）	2,056,627		
	社宅家賃 令和3年9月分（3件）	180,000		
	駐車場代 令和3年9月分（2件）	13,500		
	支払報酬 令和3年9月分（2件）	171,958		
	広報活動費 令和3年9月分他（2件）	4,785,111		
	外注費等（2件）	96,500		
未収入金		99,982		
	従業員社会保険料他	99,982		
仮払金		96,726		
	その他（携帯代）（2件）	96,726		
<b>流動資産合計</b>	<b>①</b>			<b>1,047,123,803</b>
<b>2 固定資産</b>				
<b>(1) 有形固定資産</b>				<b>31,322,838</b>
建物		12,344,231	12,344,231	
	東北被災地支援ボランティア宿泊用建物（3棟）	12,344,231	12,344,231	
建物附属設備		12,545,532	12,545,532	
	東北被災地コラボスクール自習室用パーテイションウォール	1	1	
	東北被災地コラボスクール自習室用照明設備	517,440	517,440	
	東北被災地コラボスクール新拠点内部造作・電気工事	1,550,106	1,550,106	
	東北被災地支援ボランティア宿泊用建物給排水設備	1,569,229	1,569,229	
	アダチベース内装工事・電気設備・給排水	5,287,295	5,287,295	
	アダチベース調理室工事・3Fパーテイション工事・受付工事	1,247,606	1,247,606	
	アダチベース内部造作リフォーム	285,188	285,188	
	事務所リノベーション	2,088,667	2,088,667	
車両運搬具		3	3	
	東北被災地支援活動用車両（購入した乗用車・3台）	3	3	
器具備品		2,423,808	2,423,808	
	本部事務所用静脈認証機器（一式）	69,185	69,185	
	本部事務所用PC2台	130,196	130,196	
	アダチベース エアコン2台	557,985	557,985	
	本部事務所1F・2Fエアコン	1,275,998	1,275,998	
	LAN・WiFi設備（3拠点分）	390,444	390,444	
一括償却資産		1,609,264	1,609,264	
	東北被災地支援活動用 パソコン2台	185,767	185,767	
	ノートパソコン17台	1,155,804	1,155,804	
	その他	267,693	267,693	
土地		2,400,000	2,400,000	
	東北被災地支援ボランティア宿泊建物用土地	2,400,000	2,400,000	

(2) 無形固定資産			9,568,814
商標権	258,230		
商標権	258,230		
ソフトウェア		9,310,584	
本部用 施設管理・入退館システムソフトウェア	80,750		
本部用 寄附管理用ソフトウェア	9,229,834		
(3) 投資その他の資産			468,521,340
NPOカタリバ東北復興支援基金用預金特定資産		459,832,800	
普通預金 三菱東京UFJ銀行/中野支店/東北復興事業部口座	214,253,557		
普通預金 三菱東京UFJ銀行/中野支店/東北復興事業部口座	167,739,974		
普通預金 住信SBIネット銀行/東北復興事業部口座	77,839,269		
出資金		100,000	
西武信用金庫/阿佐ヶ谷支店	100,000		
敷金		8,529,000	
事務所敷金(4件)	8,233,000		
借上社宅敷金(4件)	296,000		
長期前払費用		59,540	
自動車リサイクル預託金(3台分)	59,540		
固定資産合計 ②			509,412,992
<b>【A】資産合計 ①+②</b>			<b>1,556,536,795</b>
<b>【B-1】負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金		128,973,340	141,711,688
給与未払金 令和3年8月分給与・特別給	80,757,320		
立替経費 従業員・ボランティア	4,076,530		
経費未払金 クレジットカード	345,770		
経費未払金 令和3年8月発生経費	43,793,720		
未払法人税等		467,000	
未払消費税等		9,559,800	
前受金		7,700	
施設利用料 令和3年9月分	7,700		
預り金		2,683,848	
源泉所得税	901,152		
住民税	1,200,400		
雇用保険料	169,421		
大槌コラボスクール給食食券	412,875		
預り保証金		20,000	
施設利用保証金(1件)	20,000		
流動負債合計 ③			141,711,688
<b>2 固定負債</b>			
長期借入金		0	0
固定負債合計 ④			0
<b>【B-1】負債合計 ③+④</b>			<b>141,711,688</b>
<b>【B-2】正味財産</b>			
1 一般正味財産			1,277,186,908
2 指定正味財産(NPOカタリバ東北復興支援基金)			137,638,199
<b>【B-2】正味財産合計 【A】-【B-1】</b>			<b>1,414,825,107</b>

## 令和3年度 活動計算書（その他事業がない場合）

令和3年9月1日から 令和4年8月31日まで

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>一般正味財産増減の部</b>			
<b>【A】経常収益</b>			
1 受取会費			5,579,000
正会員受取会費		1,040,500	
賛助会員受取会費		4,538,500	
2 受取寄付金			1,215,429,524
受取寄付金		1,134,550,404	
指定正味財産の部より受取寄付金振替額		80,879,120	
3 受取助成金等			74,523,053
受取民間助成金		58,304,169	
指定正味財産の部より受取助成金等振替額		16,218,884	
4 事業収益			386,498,645
人づくりを通じた社会活性化に関する事業収益		639,552	
キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業収益		298,841,228	
災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、 通信教育、学習相談その他の教育事業収益		85,126,045	
普及啓発事業収益		1,891,820	
5 その他収益			5,693,269
受取利息		28,885	
受取配当金		3,000	
為替差益		4,930,185	
雑収入		731,199	
<b>経常収益計</b>			<b>1,687,723,491</b>
<b>【B】経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			498,508,123
給料手当		387,022,936	
雑給		41,084,873	
法定福利費		62,817,991	
通勤費		5,719,787	
福利厚生費		1,862,536	
(2) その他経費			678,270,581
教育研修費		24,058,422	
業務委託費		342,865,121	
広報活動費		37,752,331	
交際費		273,477	
会議費		291,692	
旅費交通費		16,399,324	
生徒送迎費		1,719,806	
通信費		9,722,642	
消耗品費		20,624,637	
システム費		24,361,219	
修繕費		930,545	
水道光熱費		3,121,132	
新聞図書費		232,335	
教材費		4,360,105	
印刷製本費		9,742,743	
諸会費		69,600	
支払手数料		4,489,606	
地代家賃		23,136,132	
賃借料		26,772,830	
保険料		3,678,279	
租税公課		41,961,903	
支払報酬料		2,053,691	
減価償却費		5,618,778	
雑費		1,337,015	
寄附金		72,697,216	
<b>事業費計</b>			<b>1,176,778,704</b>

2 管理費		
(1) 人件費		17,813,351
役員報酬	4,800,000	
給料手当	10,468,801	
雑給	678,447	
法定福利費	1,739,795	
通勤費	30,052	
福利厚生費	96,256	
(2) その他経費		41,713,116
教育研修費	438,357	
業務委託費	5,265,817	
広報活動費	145,480	
交際費	7,147	
会議費	53,332	
旅費交通費	226,176	
通信費	582,492	
消耗品費	537,229	
システム費	2,646,660	
修繕費	26,944	
水道光熱費	29,019	
新聞図書費	1,396	
教材費	18,760	
諸会費	150,000	
支払手数料	21,870,481	
地代家賃	407,027	
賃借料	319,278	
保険料	1,019,239	
租税公課	3,419,483	
支払報酬料	4,040,904	
減価償却費	467,034	
雑費	40,861	
管理費計		59,526,467
経常費用計		1,236,305,171
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ··· ①		451,418,320
【C】 経常外収益		
指定正味財産の部より受取寄付金振替額	81,011,098	
経常外収益計		81,011,098
【D】 経常外費用		
前期損益修正損	2,545,455	
固定資産売却損	4,468,913	
固定資産除却損	10,288,187	
経常外費用計		17,302,555
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ··· ②		63,708,543
税引前当期一般正味財産増減額 ①+② ··· ③		515,126,863
法人税、住民税及び事業税 ··· ④	436,900	
前期繰越一般正味財産額 ··· ⑤	1,277,186,908	
【E】 次期繰越一般正味財産額 ③-④+⑤		1,791,876,871
指定正味財産増減の部		
1 受取寄付金		24,252,019
受取寄付金	24,252,019	
2 受取助成金等		16,218,884
受取国庫補助金等	670,642	
受取民間助成金	15,548,242	
3 一般正味財産への振替額		△ 178,109,102
一般正味財産の部へ受取助成金等振替額	△ 178,109,102	
当期指定正味財産増減額		△ 137,638,199
当期指定正味財産増減額(再掲) ··· ⑥		△ 137,638,199
前期繰越指定正味財産額 ··· ⑦		137,638,199
【F】 次期繰越指定正味財産額 ⑥+⑦		0
【G】 次期繰越正味財産額合計 【E】 + 【F】		1,791,876,871

## 令和3年度 貸借対照表

令和4年8月31日現在

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】資産の部</b>			
1 流動資産			
現金及び預金		1,141,595,384	
売掛金		45,993,964	
貯蔵品		3,138,367	
前払費用		6,137,956	
未収入金		222,041	
仮払金		0	
流動資産合計	①		1,197,087,712
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			11,613,995
建物		0	
建物附属設備		7,677,490	
車両運搬具		3	
器具備品		2,326,927	
一括償却資産		1,609,575	
土地		0	
(2) 無形固定資産			7,063,434
商標権		227,850	
ソフトウェア		6,835,584	
(3) 投資その他の資産			761,226,180
10代の居場所ひろがる基金用預金特定資産		506,682,640	
ソナエル基金用預金特定資産		246,000,000	
出資金		100,000	
敷金		8,383,000	
長期前払費用		60,540	
固定資産合計	②		779,903,609
<b>【A】資産合計</b>	<b>①+②</b>		<b>1,976,991,321</b>
<b>【B-1】負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金		151,455,858	
未払法人税等		436,900	
未払消費税等		6,397,500	
前受金		23,811,671	
預り金		2,992,521	
預り保証金		20,000	
流動負債合計	③		185,114,450
2 固定負債			
長期借入金		0	
固定負債合計	④		0
<b>負債合計</b>	<b>③+④</b>		<b>185,114,450</b>
<b>【B-2】正味財産の部</b>			
1 一般正味財産			
前期繰越一般正味財産額		1,277,186,908	
当期一般正味財産増減額		514,689,963	
一般正味財産合計	⑤		1,791,876,871
2 指定正味財産			
前期繰越指定正味財産額		137,638,199	
当期指定正味財産増減額		△ 137,638,199	
指定正味財産合計	⑥		0
<b>正味財産合計</b>	<b>⑤+⑥</b>		<b>1,791,876,871</b>
<b>【B】負債及び正味財産合計</b>	<b>【B-1】+【B-2】</b>		<b>1,976,991,321</b>

## 令和3年度 計算書類の注記

## 事業報告用

## 認定特定非営利活動法人 カタリバ

## 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日～2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

## (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づき、建物は定額法により、建物以外は定率法により償却をしています。

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法により償却をしています。

また、取得価額が20万円未満の資産については、法人税法に規定する一括償却の方法により償却をしています。

無形固定資産は、定額法により償却をしています。

## (2) 外貨建取引の換算基準

外貨建取引は、当該取引発生時の為替相場による円換算額によって記帳しております。

また、外貨建金債権債務については、期末時の為替相場による円換算額で評価しております。

決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理しております。

## (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜経理方式によっています。

## 2. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
当年度の東北震災復興支援（コラボスクール・女川向学館）に対する振替額	20,987,987
当年度の東北震災復興支援（コラボスクール・大槌臨学舎）に対する振替額	39,937,134
当年度の東北震災復興支援（双葉みらいラボ）に対する振替額	36,172,883
当年度の東北震災復興支援（事務局運営その他）に対する振替額	0
経常外収益への振替額	
当年度にて東北震災復興支援終了に伴う振替額	81,011,098
合 計	178,109,102

## 3. 事業別損益の状況

(単位：円)

科 目	人づくり事業	キャリア事業	被災地教育事業	普及啓発事業	事業部門計	管理部門	合 計
<b>一般正味財産増減の部</b>							
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	5,579,000	5,579,000
2. 受取寄付金	0	75,395,336	0	0	75,395,336	1,059,155,068	1,134,550,404
3. 受取助成金等	0	58,304,169	0	0	58,304,169	0	58,304,169
4. 事業収益	639,552	298,841,228	85,126,045	1,891,820	386,498,645	0	386,498,645
5. その他収益	0	39,840	720,053	0	759,893	4,933,376	5,693,269
II 指定正味財産からの振替額	0	0	97,098,004	0	97,098,004	0	97,098,004
経常収益計	639,552	432,580,573	182,944,102	1,891,820	618,056,047	1,069,667,444	1,687,723,491
III 経常費用							
(1) 人件費							
役員報酬	0	0	0	0	0	4,800,000	4,800,000
給料手当	0	285,235,134	75,084,425	26,703,377	387,022,936	10,468,801	397,491,737
雑 給	0	31,077,616	7,902,745	2,104,512	41,084,873	678,447	41,763,320
法定福利費	0	46,509,554	12,080,408	4,228,029	62,817,991	1,739,795	64,557,786
通勤費	0	5,169,098	440,831	109,858	5,719,787	30,052	5,749,839
福利厚生費	0	1,242,745	508,922	110,869	1,862,536	96,256	1,958,792
人件費計	0	369,234,147	96,017,331	33,256,645	498,508,123	17,813,351	516,321,474
(2) その他経費							
教育研修費	0	19,718,926	3,585,083	754,413	24,058,422	438,357	24,496,779
業務委託費	1,421,755	273,025,847	32,871,594	35,545,925	342,865,121	5,265,817	348,130,938
広報活動費	0	21,347,359	15,216,562	1,188,410	37,752,331	145,480	37,897,811

交際費	0	195,249	54,809	23,419	273,477	7,147	280,624
会議費	0	240,364	29,575	21,753	291,692	53,332	345,024
旅費交通費	0	12,345,192	3,736,728	317,404	16,399,324	226,176	16,625,500
生徒送迎費	0	0	1,719,806	0	1,719,806	0	1,719,806
通信費	0	6,396,549	1,828,028	1,498,065	9,722,642	582,492	10,305,134
消耗品費	0	16,514,679	3,185,053	924,905	20,624,637	537,229	21,161,866
システム費	0	13,146,024	2,278,497	8,936,698	24,361,219	2,646,660	27,007,879
修繕費	0	550,921	283,057	96,567	930,545	26,944	957,489
水道光熱費	0	2,140,105	857,295	123,732	3,121,132	29,019	3,150,151
新聞図書費	0	91,400	139,058	1,877	232,335	1,396	233,731
教材費	0	3,593,784	745,557	20,764	4,360,105	18,760	4,378,865
印刷製本費	0	3,259,249	51,795	6,431,699	9,742,743	0	9,742,743
諸会費	0	15,600	24,000	30,000	69,600	150,000	219,600
支払手数料	0	2,502,962	486,986	1,499,658	4,489,606	21,870,481	26,360,087
地代家賃	918,720	16,962,990	3,528,028	1,726,394	23,136,132	407,027	23,543,159
賃借料	0	23,253,177	3,475,940	43,713	26,772,830	319,278	27,092,108
保険料	0	2,139,904	1,373,687	164,688	3,678,279	1,019,239	4,697,518
租税公課	178,297	31,181,773	5,926,787	4,675,046	41,961,903	3,419,483	45,381,386
支払報酬料	2,270	1,566,755	478,743	5,923	2,053,691	4,040,904	6,094,595
減価償却費	0	2,366,876	445,919	2,805,983	5,618,778	467,034	6,085,812
雑費	0	986,501	173,763	176,751	1,337,015	40,861	1,377,876
寄附金	0	71,147,110	1,550,106	0	72,697,216	0	72,697,216
その他経費計	2,521,042	524,689,296	84,046,456	67,013,787	678,270,581	41,713,116	719,983,697
経常費用計	2,521,042	893,923,443	180,063,787	100,270,432	1,176,778,704	59,526,467	1,236,305,171
当期経常増減額	△ 1,881,490	△ 461,342,870	2,880,315	△ 98,378,612	△ 558,722,657	1,010,140,977	451,418,320
<b>IV 経常外収益</b>							
指定正味財産からの振替額	0	0	81,011,098	0	81,011,098	0	81,011,098
<b>V 経常外費用</b>							
前期損益修正損	0	2,545,455	0	0	2,545,455	0	2,545,455
固定資産売却損	0	0	4,468,913	0	4,468,913	0	4,468,913
固定資産除却損	0	0	10,288,187	0	10,288,187	0	10,288,187
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,881,490	△ 463,888,325	69,134,313	△ 98,378,612	△ 495,014,114	1,010,140,977	515,126,863
法人税、住民税及び事業税	0	181,000	185,900	0	366,900	70,000	436,900
当期一般正味財産増減額	△ 1,881,490	△ 464,069,325	68,948,413	△ 98,378,612	△ 495,381,014	1,010,070,977	514,689,963
前期繰越一般正味財産額							1,277,186,908
次期繰越一般正味財産額							1,791,876,871
<b>指定正味財産増減の部</b>							
I 受取寄付金			24,252,019		24,252,019		24,252,019
II 受取助成金			16,218,884		16,218,884		16,218,884
III 一般正味財産への振替額			△ 178,109,102		△ 178,109,102		△ 178,109,102
当期指定正味財産増減額			△ 137,638,199		△ 137,638,199		△ 137,638,199
前期繰越指定正味財産額							137,638,199
次期繰越指定正味財産額							0
次期繰越正味財産額							1,791,876,871

#### 4. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は1,791,876,871円ですが、そのうちに使途が特定されている金額はございません。

したがって、使途が制約されていない一般正味財産は1,791,876,871円です。

この指定正味財産額の算定の基礎となる被災地教育事業に係る資産及び負債の状況（貸借対照表）は、

【財務諸表の注記 別紙】のとおりです。

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
女川町コロナ予防対策補助金	0	46,000	46,000	0	
大槌町放課後学習支援活動拠点整備補助金	0	624,642	624,642	0	
子どもサポート事業	0	2,500,000	2,500,000	0	
コラボスクール事業	137,638,199	37,300,261	174,938,460	0	
合 計	137,638,199	40,470,903	178,109,102	0	

## 5. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	20,156,347	0	20,156,347	0	0	0
建物附属設備	23,142,008	0	9,457,658	13,684,350	△ 6,006,860	7,677,490
車両運搬具	15,490,103	0	0	15,490,103	△ 15,490,100	3
器具備品	5,779,906	789,546	0	6,569,452	△ 4,242,525	2,326,927
一括償却資産	4,424,632	1,463,050	1,499,461	4,388,221	△ 2,778,646	1,609,575
土地	2,400,000	0	2,400,000	0	0	0
無形固定資産						
商標権	303,800	0	0	303,800	△ 75,950	227,850
ソフトウエア	18,407,120	0	0	18,407,120	△ 11,571,536	6,835,584
投資その他の資産						
東北復興支援基金用預金	459,832,800	220,584,953	680,417,753	0	0	0
10代の居場所ひろがる基金用預金特定資産	0	246,000,000	0	246,000,000	0	246,000,000
ソナエル基金用預金特定資産	0	537,000,000	30,317,360	506,682,640	0	506,682,640
出資金	100,000	0	0	100,000	0	100,000
敷金	8,529,000	0	146,000	8,383,000	0	8,383,000
長期前払費用	59,540	1,000	0	60,540	0	60,540
合計	558,625,256	1,005,838,549	744,394,579	820,069,226	△ 40,165,617	779,903,609

## 6. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科 目	財務諸表に計上された金額	うち役員及び近親者との取引
<b>(活動計算書)</b>		
受取会費	5,579,000	52,500
受取寄付金	1,158,802,423	48,000
事業収益	386,498,645	5,715,389
業務委託費	348,130,938	100,001
活動計算書計	1,899,011,006	5,915,890
<b>(貸借対照表)</b>		
未払金(立替経費の精算)	151,455,858	117,236
貸借対照表計	151,455,858	117,236

## 7. リース取引に関する注記

所有権移転外ファイナンスリース（賃貸借取引）に係る未経過リース料は1,961,162円です。

## 【財務諸表の注記 別紙】

被災地教育事業に係る指定正味財産の算定の基礎となる資産及び負債の状況は次のとおりとなっております。

## 令和3年度 貸借対照表

令和4年8月31日現在

(災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業部分の抜粋)

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】資産の部</b>			
1 流動資産			
現金及び預金		0	22,726,912
売掛金		22,582,457	
貯蔵品		8,255	
前払費用		113,500	
未収入金		22,700	
流動資産合計	・・・①		22,726,912
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			323,662
建物		0	
建物附属設備		0	
車両運搬具		3	
器具備品		119,656	
一括償却資産		204,003	
土地		0	
(2) 投資その他の資産			700,540
NPOカタリバ東北復興支援基金用預金特定資産		0	
敷金		641,000	
長期前払費用		59,540	
固定資産合計	・・・②		1,024,202
<b>【A】資産合計</b>	①+②		23,751,114
<b>【B-1】負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金		13,910,039	
未払法人税等		185,900	
未払消費税等		1,428,091	
前受金		3,500,000	
預り金		922,388	
本部未払金		3,804,696	
流動負債合計	・・・③		23,751,114
<b>負債合計</b>	③		23,751,114
<b>【B-2】正味財産の部</b>			
1 指定正味財産			
前期繰越指定正味財産額		137,638,199	
当期指定正味財産増減額		△ 137,638,199	
<b>指定正味財産合計</b>	・・・④		0
<b>正味財産合計</b>	④		0
<b>【B】負債及び正味財産合計</b>	【B-1】+【B-2】		23,751,114

## 令和3年度 財産目録

令和4年8月31日現在

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計	合計
<b>【A】資産の部</b>				
<b>1 流動資産</b>				<b>1,197,087,712</b>
現金預金			1,141,595,384	
現金	現金手許有高（事務所）	238,342		
現金	現金手許有高（アダチノース）	175,146		
現金	現金手許有高（アダチセントラル）	156,949		
現金	現金手許有高（女川向学館）	0		
現金	現金手許有高（大槌臨学舎）	241,911		
現金	現金手許有高（雲南）	73,857		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	516,837,228		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	82,100,131		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	151,730,253		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	2,584,437		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	4,995,650		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店／東北復興事業部口座	10,325,135		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店／東北復興事業部口座	6,340,015		
普通預金	住信SBIネット銀行／東北復興事業部口座	51,915,463		
普通預金	仙台銀行（女川向学館）	0		
普通預金	岩手銀行（大槌臨学舎）	882,254		
普通預金	北日本銀行（大槌臨学舎）	145,649		
普通預金	西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	102,356,534		
普通預金	西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	41,679,120		
普通預金	ゆうちょ銀行	168,322,976		
普通預金	ゆうちょ銀行（雲南）	300,188		
普通預金	あおぞら銀行（アダチノース）	54,350		
普通預金	あおぞら銀行（アダチセントラル）	39,796		
普通預金	三井住友銀行（代表）	100,000		
売掛金			45,993,964	
	事業売掛金	45,993,964		
貯蔵品			3,138,367	
	クラウドファンディング返礼品	1,144,000		
	生徒向けPC（未開梱分）20台	1,822,000		
	印紙・切手等	163,614		
	活動報告書	8,753		
前払費用			6,137,956	
	事務所家賃 令和4年9月分（4件）	1,944,311		
	社宅家賃 令和4年9月分（1件）	100,000		
	駐車場代 令和4年9月分（2件）	13,500		
	支払報酬 令和4年9月分（2件）	171,958		
	広報活動費 令和4年9月分他（6件）	3,531,037		
	外注費等（6件）	377,150		
未収入金			222,041	
	従業員社会保険料他	70,040		
	携帯利用料他（5件）	152,001		
仮払金			0	
<b>流動資産合計</b>	<b>・・・①</b>			<b>1,197,087,712</b>
<b>2 固定資産</b>				
<b>(1) 有形固定資産</b>				<b>11,613,995</b>
建物			0	
建物附属設備	アダチベース内装工事・電気設備・給排水 アダチベース調理室工事・3Fパーティション工事・受付工事 アダチベース内部造作リフォーム 事務所リハーション	4,563,381 1,097,139 246,300 1,770,670	7,677,490	
車両運搬具	東北被災地支援活動用車両（購入した乗用車・3台）	3	3	
器具備品	本部事務所用静脈認証機器（一式） 本部事務所用PC2台 アダチベース エアコン2台 本部事務所1F・2Fエアコン LAN・WiFi設備（3拠点分） 広報用備品	260,428 34,489 65,099 371,619 851,091 744,201	2,326,927	

一括償却資産			1,609,575
東北被災地支援活動用 パソコン2台	92,884		
ノートパソコン20台	1,000,534		
その他	516,157		
土地		0	
<b>(2) 無形固定資産</b>			<b>7,063,434</b>
商標権		227,850	
商標権	227,850		
ソフトウェア		6,835,584	
本部用 施設管理・予約システムソフトウェア	29,750		
本部用 寄附管理用ソフトウェア	6,805,834		
<b>(3) 投資その他の資産</b>			<b>761,226,180</b>
特定資産		752,682,640	
普通預金 三井住友銀行 (10代居場所ひろがる基金)	506,682,640		
普通預金 三井住友銀行 (ソナエル基金)	246,000,000		
出資金		100,000	
西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	100,000		
敷金		8,383,000	
事務所敷金 (3件)	7,742,000		
借上社宅敷金 (3件)	641,000		
長期前払費用		60,540	
自動車リサイクル預託金 (3台分)	59,540		
PASMO作成預け金 (2件)	1,000		
<b>固定資産合計</b> ··· ②			<b>779,903,609</b>
<b>【A】資産合計 ①+②</b>			<b>1,976,991,321</b>
<b>【B-1】負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金		185,114,450	
給与未払金 令和4年8月分 給与・特別給	92,339,048		
令和4年8月分 社会保険料	13,031,303		
立替経費 従業員・ボランティア	7,725,270		
経費未払金 クレジットカード	584,814		
経費未払金 令和4年8月発生経費	37,775,423		
未払法人税等		436,900	
令和4年8月期確定申告分	436,900		
未払消費税等		6,397,500	
令和4年8月期確定申告分	6,397,500		
前受金		23,811,671	
施設利用料 令和4年9月分	7,700		
雲南市・おんせんキャンバス運営費 令和4年9月分	2,855,140		
アクセセンチュア助成金・マイプロ (R5年度分)	7,500,000		
子どもサポート基金助成金 R4/9-R5/3月分	3,500,000		
日本民間公益活動連携機構	9,948,831		
預り金		2,992,521	
源泉所得税	1,030,195		
住民税	1,442,200		
雇用保険料	97,081		
大槌コラボスクール給食食券	423,045		
預り保証金		20,000	
施設利用保証金 (1件)	20,000		
<b>流動負債合計</b> ··· ③			<b>185,114,450</b>
<b>2 固定負債</b>			
長期借入金		0	
<b>固定負債合計</b> ··· ④			0
<b>【B-1】負債合計 ③+④</b>			<b>185,114,450</b>
<b>【B-2】正味財産</b>			
1 一般正味財産			1,791,876,871
2 指定正味財産 (NPOカタリバ東北復興支援基金)			0
<b>【B-2】正味財産合計 【A】-【B-1】</b>			1,791,876,871

## 令和4年度 活動計算書（その他事業がない場合）

令和4年9月1日から 令和5年8月31日まで

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>一般正味財産増減の部</b>			
<b>【A】経常収益</b>			
1 受取会費			5,429,500
正会員受取会費		1,011,000	
賛助会員受取会費		4,418,500	
2 受取寄付金			1,147,600,912
受取寄付金		1,147,600,912	
3 受取助成金等			71,664,989
受取民間助成金		71,664,989	
4 事業収益			353,425,926
人づくりを通じた社会活性化に関する事業収益		7,000	
キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業収益		308,597,040	
災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、			
通信教育、学習相談その他の教育事業収益		41,967,818	
普及啓発事業収益		2,854,068	
5 その他収益			1,791,923
受取利息		4,161	
受取配当金		3,000	
雑収入		1,784,762	
<b>経常収益計</b>			<b>1,579,913,250</b>
<b>【B】経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			574,380,099
給料手当		448,110,222	
雑給		48,733,627	
法定福利費		68,723,975	
通勤費		7,140,777	
福利厚生費		1,671,498	
(2) その他経費			779,420,714
教育研修費		13,420,082	
業務委託費		400,550,867	
広報活動費		65,040,772	
交際費		1,514,273	
会議費		2,692,063	
旅費交通費		27,905,468	
生徒送迎費		2,159,878	
通信費		25,306,219	
消耗品費		17,120,134	
システム費		28,219,408	
修繕費		1,247,825	
水道光熱費		2,704,430	
新聞図書費		251,791	
教材費		2,778,313	
印刷製本費		3,081,994	
諸会費		63,531	
支払手数料		4,183,198	
地代家賃		22,489,065	
賃借料		11,863,433	
保険料		4,686,388	
租税公課		49,308,420	
支払報酬料		1,953,709	
減価償却費		6,992,651	
雑費		1,140,616	
寄附金		82,746,186	
<b>事業費計</b>			<b>1,353,800,813</b>

2 管理費		
(1) 人件費		26,021,794
役員報酬	4,800,000	
給料手当	10,512,801	
雑給	1,481,506	
法定福利費	9,143,196	
通勤費	54,269	
福利厚生費	30,022	
(2) その他経費		41,896,424
教育研修費	127,114	
業務委託費	9,134,053	
広報活動費	166,377	
交際費	10,852	
会議費	43,076	
旅費交通費	288,125	
通信費	6,002	
消耗品費	6,293	
システム費	7,945	
修繕費	7,367	
水道光熱費	35,904	
新聞図書費	300	
諸会費	321,760	
支払手数料	23,077,479	
地代家賃	537,042	
賃借料	292,816	
保険料	71,066	
租税公課	2,758,241	
支払報酬料	4,471,768	
減価償却費	465,486	
雑費	67,358	
管理費計		67,918,218
経常費用計		1,421,719,031
当期経常増減額 <b>【A】 - 【B】</b> ・・・①		158,194,219
<b>【C】 経常外収益</b>		
	0	
経常外収益計		0
<b>【D】 経常外費用</b>		0
経常外費用計		0
当期経常外増減額 <b>【C】 - 【D】</b> ・・・②		0
税引前当期一般正味財産増減額 <b>①+②</b> ・・・③		158,194,219
法人税、住民税及び事業税 ・・・④	395,000	
前期繰越正味財産額 ・・・⑤	1,791,876,871	
次期繰越正味財産額 <b>③-④+⑤</b>		1,949,676,090

## 令和4年度 貸借対照表

令和5年8月31日現在

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】資産の部</b>			
1 流動資産			
現金及び預金		1,271,512,367	
売掛金		79,310,799	
貯蔵品		1,167,966	
前払費用		10,037,063	
未収入金		851,269	
流動資産合計	①		1,362,879,464
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			14,047,488
建物附属設備		8,784,519	
車両運搬具		3	
器具備品		1,596,964	
一括償却資産		3,666,002	
(2) 無形固定資産			4,579,304
商標権		197,470	
ソフトウェア		4,381,834	
(3) 投資その他の資産			761,484,180
ソナエル基金用預金特資産		246,000,000	
10代の居場所ひろがる基金用預金特定資産		506,682,640	
出資金		100,000	
敷金		8,641,000	
長期前払費用		60,540	
固定資産合計	②		780,110,972
<b>【A】資産合計</b>	①+②		2,142,990,436
<b>【B-1】負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金		179,975,466	
未払法人税等		395,000	
未払消費税等		1,403,600	
前受金		7,978,250	
預り金		3,562,030	
流動負債合計	③		193,314,346
2 固定負債			0
長期借入金		0	
固定負債合計	④		0
<b>負債合計</b>	③+④		193,314,346
<b>【B-2】正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産額		1,791,876,871	
当期正味財産増減額		157,799,219	
<b>正味財産合計</b>			1,949,676,090
<b>【B】負債及び正味財産合計</b>	【B-1】+【B-2】		2,142,990,436

## 令和4年度 計算書類の注記

## 事業報告用

## 認定特定非営利活動法人 カタリバ

## 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、N P O 法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 N P O 法人会計基準協議会）によっています。

## (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づき、建物は定額法により、建物以外は定率法により償却をしています。

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法により償却をしています。

また、取得価額が20万円未満の資産については、法人税法に規定する一括償却の方法により償却をしています。

無形固定資産は、定額法により償却をしています。

## (2) 外貨建取引の換算基準

外貨建取引は、当該取引発生時の為替相場による円換算額によって記帳しております。

また、外貨建金銭債権債務については、期末時の為替相場による円換算額で評価しております。

決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理しております。

## (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜経理方式によっています。

## 2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科 目	人づくり事業	キャリア事業	被災地教育事業	普及啓発事業	事業部門計	管理部門	合 計
<b>一般正味財産増減の部</b>							
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	5,429,500	5,429,500
2. 受取寄付金	0	66,627,208	22,891,549	0	89,518,757	1,058,082,155	1,147,600,912
3. 受取助成金等	0	71,222,831	442,158	0	71,664,989	0	71,664,989
4. 事業収益	7,000	308,597,040	41,967,818	2,854,068	353,425,926	0	353,425,926
5. その他の収益	0	482,177	883,124	0	1,365,301	426,622	1,791,923
経常収益計	7,000	446,929,256	66,184,649	2,854,068	515,974,973	1,063,938,277	1,579,913,250
II 経常費用							
(1) 人件費							
役員報酬	0	0	0	0	0	4,800,000	4,800,000
給料手当	0	360,862,001	53,901,373	33,346,848	448,110,222	10,512,801	458,623,023
雑 紹	0	36,563,496	9,826,879	2,343,252	48,733,627	1,481,506	50,215,133
法定福利費	0	50,245,504	7,985,799	10,492,672	68,723,975	9,143,196	77,867,171
通勤費	0	6,785,221	247,327	108,229	7,140,777	54,269	7,195,046
福利厚生費	0	1,275,438	282,949	113,111	1,671,498	30,022	1,701,520
人件費計	0	455,731,660	72,244,327	46,404,112	574,380,099	26,021,794	600,401,893
(2) その他の経費							
教育研修費	0	10,586,381	1,837,694	996,007	13,420,082	127,114	13,547,196
業務委託費	718,182	337,508,415	13,996,133	48,328,137	400,550,867	9,134,053	409,684,920
広報活動費	0	56,835,515	4,223,889	3,981,368	65,040,772	166,377	65,207,149
交際費	0	1,250,919	165,813	97,541	1,514,273	10,852	1,525,125
会議費	0	2,147,650	350,120	194,293	2,692,063	43,076	2,735,139
旅費交通費	0	24,029,025	3,357,195	519,248	27,905,468	288,125	28,193,593
生徒送迎費	0	0	2,159,878	0	2,159,878	0	2,159,878
通信費	0	22,270,114	1,540,099	1,496,006	25,306,219	6,002	25,312,221
消耗品費	0	14,357,997	1,818,615	943,522	17,120,134	6,293	17,126,427
システム費	0	16,135,693	1,553,716	10,529,999	28,219,408	7,945	28,227,353
修繕費	0	775,138	427,156	45,531	1,247,825	7,367	1,255,192
水道光熱費	0	2,328,540	275,375	100,515	2,704,430	35,904	2,740,334
新聞図書費	0	73,027	149,007	29,757	251,791	300	252,091
教材費	0	2,419,000	359,313	0	2,778,313	0	2,778,313
印刷製本費	0	431,462	△ 1,948	2,652,480	3,081,994	0	3,081,994
諸会費	0	16,240	16,171	31,120	63,531	321,760	385,291
支払手数料	0	1,673,639	608,469	1,901,090	4,183,198	23,077,479	27,260,677
地代家賃	958,250	18,318,098	1,709,012	1,503,705	22,489,065	537,042	23,026,107
賃借料	0	8,867,057	2,892,869	103,507	11,863,433	292,816	12,156,249
保険料	0	3,056,038	1,385,549	244,801	4,686,388	71,066	4,757,454
租税公課	128,455	40,059,617	2,987,438	6,132,910	49,308,420	2,758,241	52,066,661
支払報酬料	0	1,691,920	250,985	10,804	1,953,709	4,471,768	6,425,477

減価償却費	0	3,340,571	488,904	3,163,176	6,992,651	465,486	7,458,137
雑費	0	975,050	45,243	120,323	1,140,616	67,358	1,207,974
寄附金	0	82,246,186	500,000	0	82,746,186	0	82,746,186
その他経費計	1,804,887	651,393,292	43,096,695	83,125,840	779,420,714	41,896,424	821,317,138
経常費用計	1,804,887	1,107,124,952	115,341,022	129,529,952	1,353,800,813	67,918,218	1,421,719,031
当期経常増減額	△ 1,797,887	△ 660,195,696	△ 49,156,373	△ 126,675,884	△ 837,825,840	996,020,059	158,194,219
III 経常外収益							
前期損益修正	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	△ 1,797,887	△ 660,195,696	△ 49,156,373	△ 126,675,884	△ 837,825,840	996,020,059	158,194,219
法人税、住民税及び事業税	0	181,000	144,000	0	325,000	70,000	395,000
当期正味財産増減額	△ 1,797,887	△ 660,376,696	△ 49,300,373	△ 126,675,884	△ 838,150,840	995,950,059	157,799,219
前期繰越正味財産額							1,791,876,871
次期繰越正味財産額							1,949,676,090

### 3. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は1,949,676,090円ですが、そのうちに使途が特定されている金額はございません。

したがって、使途が制約されていない一般正味財産は1,949,676,090円です。

### 4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物附属設備	13,684,350	2,381,130	0	16,065,480	△ 7,280,961	8,784,519
車両運搬具	15,490,103	0	0	15,490,103	△ 15,490,100	3
器具備品	6,569,452	258,900	0	6,828,352	△ 5,231,388	1,596,964
一括償却資産	4,388,221	4,767,470	1,022,564	8,133,127	△ 4,467,125	3,666,002
無形固定資産						
商標権	303,800	0	0	303,800	△ 106,330	197,470
ソフトウエア	18,407,120	0	0	18,407,120	△ 14,025,286	4,381,834
投資その他の資産						
ソナエル基金用預金特定資産	246,000,000	0	0	246,000,000	0	246,000,000
10代の居場所ひろがる基金用預金特定資産	506,682,640	0	0	506,682,640	0	506,682,640
出資金	100,000	0	0	100,000	0	100,000
敷金	8,383,000	258,000	0	8,641,000	0	8,641,000
長期前払費用	60,540	0	0	60,540	0	60,540
合計	820,069,226	7,665,500	1,022,564	826,712,162	△ 46,601,190	780,110,972

### 5. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	財務諸表に計上された金額	うち役員及び近親者との取引
<b>(活動計算書)</b>		
受取会費	5,429,500	55,000
受取寄付金	1,147,600,912	12,000
事業収益	353,425,926	3,086,083
業務委託費（事業費）	400,550,867	100,001
活動計算書計	1,907,007,205	3,253,084
<b>(貸借対照表)</b>		
未払金(立替経費の精算)	179,975,466	1,288,122
貸借対照表計	179,975,466	1,288,122

### 6. リース取引に関する注記

所有権移転外ファイナンスリース（賃貸借取引）に係る未経過リース料は4,321,310円です。

## 令和4年度 財産目録

令和5年8月31日現在

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計	合計
<b>【A】資産の部</b>				
<b>1 流動資産</b>				<b>1,362,879,464</b>
現金預金			1,271,512,367	
現金	現金手許有高（事務所）	390,665		
現金	現金手許有高（アダチセントラル）	226,784		
現金	現金手許有高（アダチノース）	150,886		
現金	現金手許有高（大槌臨学舎）	73,254		
現金	現金手許有高（雲南）	18,350		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	582,350,141		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	83,683,832		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	263,254,045		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	4,117,807		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店	0		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店／東北復興事業部口座	19,503,966		
普通預金	三菱東京UFJ銀行／中野支店／東北復興事業部口座	62,453,346		
普通預金	住信SBIネット銀行／東北復興事業部口座	60,516,835		
普通預金	岩手銀行／大槌支店（大槌臨学舎）	217,177		
普通預金	北日本銀行／大槌支店（大槌臨学舎）	228,929		
普通預金	西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	102,351,882		
普通預金	西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	29,238,925		
普通預金	ゆうちょ銀行	61,524,533		
普通預金	ゆうちょ銀行（雲南）	129,990		
普通預金	あおぞらネット銀行／法人第2営業部（アダチセントラル）	296,230		
普通預金	あおぞらネット銀行／法人第2営業部（アダチノース）	705,910		
普通預金	三井住友銀行／中野支店（代表）	78,880		
売掛金			79,310,799	
事業売掛金		79,310,799		
貯蔵品			1,167,966	
クラウドファンディング返礼品		1,001,000		
印紙・切手等		138,848		
活動報告書		28,118		
前払費用			10,037,063	
事務所家賃 令和5年9月分（4件）		2,001,797		
社宅家賃 令和5年9月分（1件）		100,000		
駐車場代 令和5年9月分（2件）		13,500		
支払報酬 令和5年9月分（2件）		171,958		
広報活動費 令和5年9月分（2件）		5,321,724		
外注費等（5件）		2,428,084		
未収入金			851,269	
従業員社会保険料他		44,102		
従業員社宅費他		174,400		
外部団体出向負担金（7-8月分）		632,767		
<b>流動資産合計</b>	<b>①</b>			<b>1,362,879,464</b>
<b>2 固定資産</b>				
<b>(1) 有形固定資産</b>				<b>14,047,488</b>
建物附属設備			8,784,519	
アダチベース内装工事・電気設備・給排水		3,839,467		
アダチベース調理室工事・3Fパーティション工事・受付工事		946,672		
アダチベース内部制作リフォーム		207,412		
事務所リノベーション		3,790,968		
車両運搬具	東北被災地支援活動用車両（購入した乗用車・3台）	3		3
器具備品			1,596,964	
本部事務所用静脈認証機器（一式）		1		
本部事務所用PC3台		259,088		
アダチベース エアコン2台		185,253		
本部事務所1F・2Fエアコン		567,537		
LAN・WiFi設備（3拠点分）		173,447		
広報用備品		411,638		

一括償却資産		3, 666, 002	
ノートパソコン41台	3, 463, 482		
その他	202, 520		
<b>(2) 無形固定資産</b>			<b>4, 579, 304</b>
商標権	197, 470		
商標権	197, 470		
ソフトウェア		4, 381, 834	
本部用 寄附管理用ソフトウェア	4, 381, 834		
<b>(3) 投資その他の資産</b>			<b>761, 484, 180</b>
特定資産		752, 682, 640	
普通預金 三井住友銀行／中野支店（ソナエル基金用預金特定資産）	246, 000, 000		
普通預金 三井住友銀行／中野支店（10代の居場所ひろがる基金用預金特定資産）	506, 682, 640		
出 資 金	100, 000		
西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	100, 000		
敷 金	8, 641, 000		
事務所敷金（3件）	8, 000, 000		
借上社宅敷金（3件）	641, 000		
長期前払費用	60, 540		
自動車リサイクル預託金（3台分）	59, 540		
PASMO作成預け金（2件）	1, 000		
<b>固定資産合計 ・・・②</b>			<b>780, 110, 972</b>
<b>【A】資産合計 ①+②</b>			<b>2, 142, 990, 436</b>
<b>【B-1】負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未 払 金	179, 975, 466		<b>193, 314, 346</b>
給与未払金 令和5年8月分 納入・特別給	112, 147, 420		
法定福利費 令和5年8月分 社会保険料	15, 762, 632		
立替経費 従業員・ボランティア	10, 621, 171		
経費未払金 クレジットカード	323, 435		
経費未払金 令和5年8月発生経費	41, 120, 808		
未払法人税等	395, 000		
令和5年8月期確定申告分			
未払消費税等	1, 403, 600		
令和5年8月期確定申告分			
前 受 金	7, 978, 250		
一社) いのち支える自殺対策推進センター業務受託費用	978, 250		
アクセンチュア助成金・マイプロ（2024年度分）	7, 000, 000		
預 り 金	3, 562, 030		
源泉所得税	1, 272, 473		
住 民 税	1, 628, 800		
雇用保険料	230, 732		
大槌コラボスクール給食食券	430, 025		
<b>流動負債合計 ・・・③</b>			<b>193, 314, 346</b>
<b>2 固定負債</b>			
長期借入金	0		
<b>固定負債合計 ・・・④</b>			<b>0</b>
<b>【B-1】負債合計 ③+④</b>			<b>193, 314, 346</b>
<b>【B-2】正味財産合計 【A】- 【B-1】</b>			<b>1, 949, 676, 090</b>